

点検評価ポートフォリオ

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

令和 7 年 3 月

はじめに

本年度（令和7年）は新設大学として開学して6年目を迎えた。学校教育法第109条第1項に基づく自己点検評価について、この「点検評価ポートフォリオ」を作成・公表することとし、今回が5度目となる。これと並行して、文部科学省への設置計画履行状況報告を毎年度行ってきたが、これまで、大学と短期大学部共に、設置計画の確実な履行が担保されているとの評価を頂いた。大学については、令和5年度が完成年度となり、設置計画履行状況等調査（AC）の实地調査を受審し、令和6年3月の最終年度末の評価においても指摘は受けていない。自己点検評価を着実に実施してきたことが、この好結果につながったものと考えている。

令和6年度は、大学、短期大学部とも学校教育法第109条第3項に定める5年に一度の分野別認証評価を受審する年度に当たっていた。農林業分野の専門職大学を担当できる認証機関が未確立であったため、代替措置として外部評価委員会による第三者認証を受審することで対応した。我が国の大学の質保証の仕組みは、大学設置の審査による事前審査を中心とした制度から、設置審査の後に設置計画履行状況等調査と機関別認証評価等の事後評価を加えた制度に変化した。本学はいま、AC及び分野別認証評価を終え、令和8年度に受審する機関別認証評価の準備を行っており、事後評価制度の真っただ中におかれている状況である。

これまで、PDCAサイクルを定着させる取組として、自己点検評価委員会委員長からの改善指導を徹底するよう、各委員会に「改善指示への対応報告書」の提出を求めることとした。また「学修成果」の可視化について協議し、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として取りまとめた。これは、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3ポリシーに次ぐ「アセスメントプラン」の策定に近い内容を含んでいる。

大学設置基準等の一部を改正する省令等が令和4年10月1日から施行された。専門職大学設置基準において、「自己点検・評価及び認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うこと」が明確化されている。また、同基準では、各大学における内部質保証は学位プログラム（3つのポリシーに基づいて編成されるもの）を基礎として行われるべきことも明確化されている。

本学では、これまで行ってきた自己点検評価の取組を更に充実させ、公立大学として社会に対する説明責任を果たし、透明性の高い運営や恒常的な改善に努め、県民に関われた大学づくりを推進していく方針である。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長
（自己点検評価委員会委員長）

鈴木 滋彦

目次

大学の概要.....	1
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料.....	5
イ 教育研究上の基本となる組織に関する事.....	7
ロ 教員組織に関する事.....	10
ハ 教育課程に関する事.....	16
ニ 施設及び設備に関する事.....	30
ホ 事務組織に関する事.....	35
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関する事.....	40
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関する事.....	44
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関する事.....	47
リ 財務に関する事.....	54
ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関する事.....	58
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料.....	67
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料.....	77
認証評価共通基礎データ	

大学の概要

(1) 大学名

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部

(Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture)

(2) 所在地

〒438-8577 静岡県磐田市富丘678-1

(3) 学部等の構成

生産科学科

(4) 学生数及び教職員数

〈学生数〉

(年・人)

学科名称(学位)	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	入学者数		
					R 5	R 6	合計
生産科学科 (農林業短期大学士(専門職))	2	100	—	200	102	81	183

※入学者数の合計は在学生数と一致しない。

〈教員数〉

(人)

	専任教員数						兼務※ 教員数
	教授	准教授	講師	助教	計	助手	
生産科学科	8	6	7	—	21	—	29
うち実務家教員	4	5	6	—	15	—	13

※大学との兼務者及び非常勤講師

〈教員以外の職員数〉

(人)

職種	専任	兼任	計
学長	—	1	1
事務職員	—	18	18
技術職員	—	—	—
図書館専門職員	—	1	1
その他の職員	—	—	—
計	0	20	20

※大学との兼務を含む

（５）目的

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（６）理念

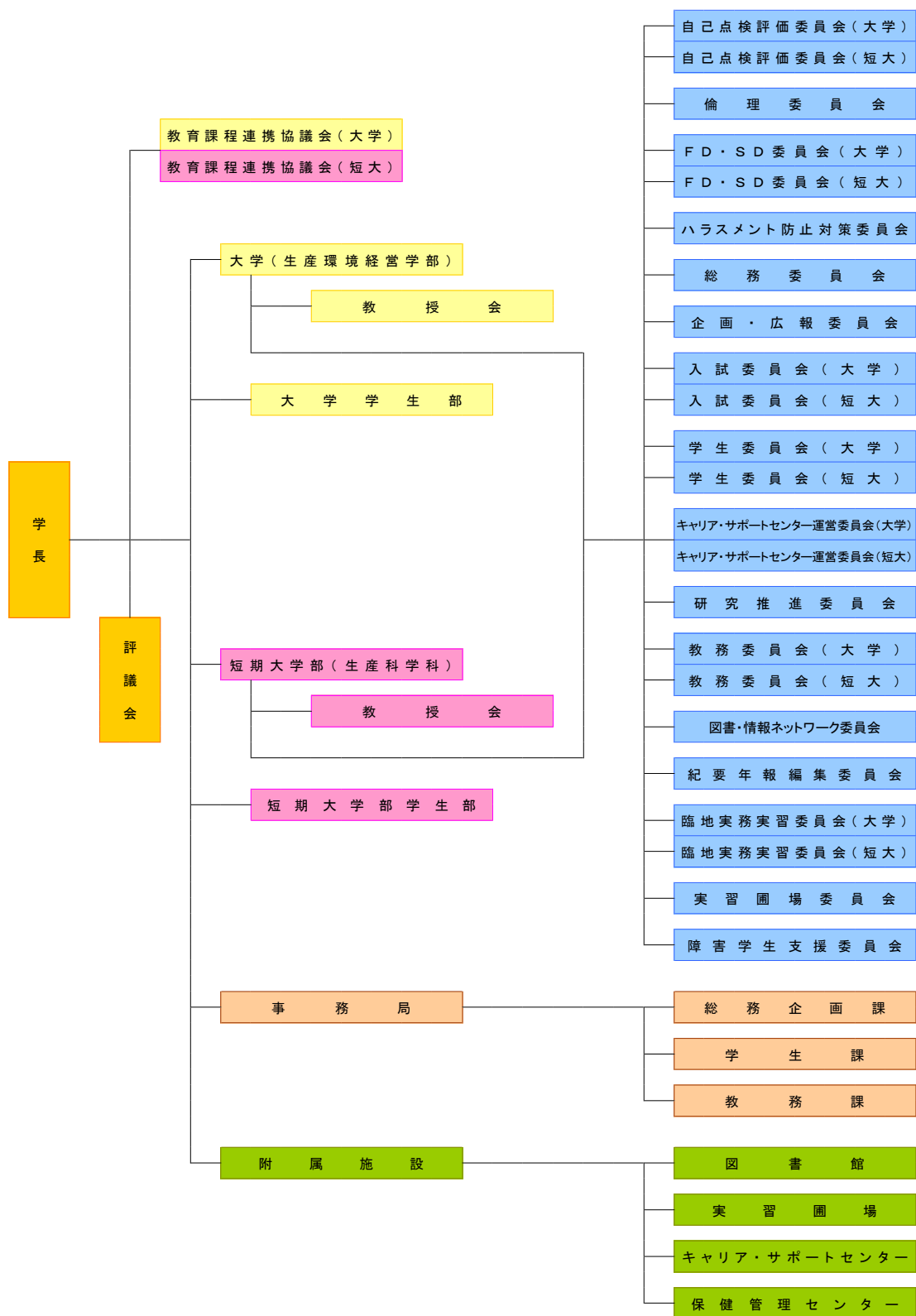
前身の静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念とする。

（７）特徴

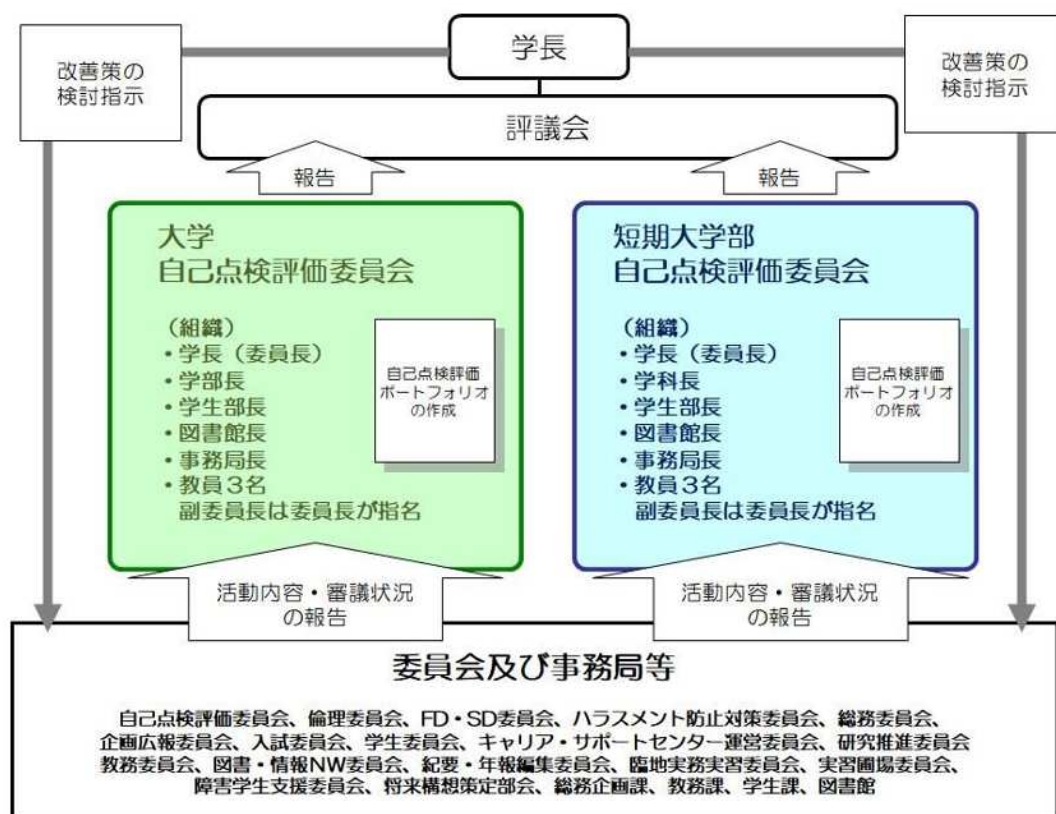
基本理念の実現に資するよう、本学は次のような特色を有する。

- ① 栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに農山村の地域社会を支える人材の育成
- ② コース別履修科目と分野横断的な共通履修科目を適切に組み合わせた教育課程
- ③ 少人数授業
- ④ クォーター制の導入
- ⑤ 農林業経営体における臨地実務実習
- ⑥ 現場課題をテーマとしたプロジェクト研究
- ⑦ １年次全寮制の導入

(8) 大学組織図 (令和6年4月1日現在)



(9) 内部質保証体制図



静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
学修成果の可視化のための学内評価計画

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
短期大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就農率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・進学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業7年後) ¹⁾	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース・ 実習専攻			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就農率	学生(学生課)
			修得単位数 ²⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ³⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁴⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の 成績評価(春期) ⁶⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁷⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

1) 卒業後の学生調査(就業状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有

4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有

6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的

本学は、農林業の現場を支えていくとともに、農山村の景観、環境、文化等を守り育みながら地域社会を支えていく農林業者の養成を通じて、農林業及び地域社会の発展に貢献することを目的とし、学則第1条に規定している。

2) 理念

前身となる静岡県立農林大学校の校訓である「耕土耕心」、すなわち「大地を耕すことは自らの心を耕すことである」という理念を引き続き尊重した上で、年齢や国籍、性別を問わず、「多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育んでいくことができる人材」を養成することを基本理念としている。

学則を含め、本学の規程関係は、大学のホームページ内に「学則・規程集」として公開している。基本理念についても、「基本理念」として分かりやすく掲載し、学生だけでなく広く社会に公表している。

3) 学部・学科 収容定員

収容定員は次のとおりとする。

(人)

学科	入学定員	収容定員
生産科学科	100	200

収容定員200名に対して、専任教員が21名（教員1人当たりの学生数は9.5人）いることから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、講義は原則40人以下で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる作目別の圃場実習など、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で行うこととしている。

4) 大学の名称

ア 大学の名称

本学の名称を「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部」とし、国際表記を「Shizuoka Professional University Junior College of Agriculture」としている。「農林」で、農林業生産に関する実践的知識・技術について学ぶことを示し、「環境」で、農林業の営みを通じて形成さ

れる農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材を養成するという本学の特色を示すものである。また、4年制大学である静岡県立農林環境専門職大学と併設する短期大学のため、同大学の「短期大学部」と表記している。

イ 学科の名称

「生産科学科」

農林業を営む上で最も重要である「生産」に関する確かな知識と技術を中心に学ぶことにより、農林業を成長産業として発展させる人材の養成を行うことから、「生産科学科」とし、国際表記を「Department of Agricultural Production」としている。

ウ 本学の愛称

本学が多くの方から親しまれる大学（短期大学部）となるよう、令和元年度に一般公募を行い、応募総数824件の中から、選定委員会の審査により最優秀賞に選ばれた『アグリフォーレ』に決定した。大学ホームページ及びテレビCM等で広く県内外へ広報を実施している。

『アグリフォーレ』：Agriculture(農業)の“アグリ”とForestry（林業）やForest（森）の“フォーレ”を合わせた造語で、「農業・林業のプロフェッショナルを養成する大学」、「農林業を学ぶ緑豊かな森のような学び舎」などの意味が込められている。

5）中長期計画（またはアクションプラン、具体的な施策等）

学長が県立の専門職大学（四大、短大併せた）の社会的な役割を踏まえて定める中長期的な方向性や目指す姿として、令和5年度に策定したAgrifore Vision 2030を、本年度は外部発信へ向けた内容及び文言の最終校正を行い、年度内の公開を目指している。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法	
第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 学則 第1条（目的）【資料A 01-03-2】 大学HP https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/philosophy/
学校教育法	
第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
第八十三条の二 前条の大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。 ② 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。	
専門職短期大学設置基準	
（教育研究上の目的） 第二条 専門職短期大学は、学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	（教育基本法第7条と同一）
第二章 学科 第四条 学科は、教育研究上の必要に応じ組織されるものであって、教育研究実施組織その他が学科として適当な規模内容をもつと認められるものとする。 2 学科には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を置くことができる。	
第三章 収容定員 第五条 収容定員は、学科ごとに学則で定めるものとする。この場合において、学科に専攻課程を置くときは、専攻課程を単位として学科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第十七条の規定による昼夜開講制を実施するときは、これに係る収容定員を、第七十四条の規定により外国に学科その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を、それぞれ明示するものとする。 3 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 4 専門職短期大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例施行規則 第2条（学科、修業年限及び収容定員）【資料A 01-02】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部 学則 第21条（収容定員）【資料A 01-03-2】
※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	
（専門職短期大学等の名称） 第五十一条 専門職短期大学は、その名称中に専門職短期大学という文字を用いなければならない。 2 専門職短期大学及び学科（以下「専門職短期大学等」という。）の名称は、専門職短期大学等として適当であるとともに、当該専門職短期大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	大学HP「愛称・校章について」 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/agriforet/】

□ 教員組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 大学として求める教員像

本学が求める教員像は、専門分野における研究業績及び研究能力、若しくは、実務の経験及び実務の能力を有する者であるとともに、建学の精神である「耕土耕心」の理念を尊重し、教育目標及び本学が果たすべき使命を理解し、その実現に向けて真摯に取り組むことができる者である。

具体的には「教育」「研究と社会貢献」「自己研鑽」「管理運営」に関する以下の項目について実践することが求められる。

- (1) ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つの教育方針を十分理解し、熱意と責任感を持って学生支援にあたることができる者
- (2) 研究成果を広く地域社会に還元し、研究者としての社会的な責務を果たすことができる者
- (3) 優れた人格と識見を備え、高度な専門知識により本学の教育・研究を担当するに相応しい能力を有し、絶えず自己研鑽に努める者
- (4) 専門職短期大学の特徴を理解し、学生及び教職員と信頼関係を築き、自らの役割を積極的に果たして、大学運営に寄与することができる者

2) 管理運営体制

学長、評議会、教授会を軸として効果的・機動的な意思決定が行える管理運営体制としており、学長は、学科長、事務局長、大学学部長で構成する「4役会議」を2週毎に実施し、学内の運営に関する案件等の情報収集を図っている。大学の運営に関する重要事項を審議する「評議会」、及び教員人事、教育研究に関する重要事項等を審議する「教授会」とともに、専門的事項を審議する「委員会」を設置している。

これら合議体の審議機関のほかに、教育課程の編成・実施・評価などについて、学長に意見を述べる組織として、学外委員等で構成する「教育課程連携協議会」を設置している。

なお、本学は大学併設であるため、短期大学運営のガバナンスの観点から、学長は大学の学長を兼務しており、「評議会」も大学の事項を併せて審議している。

3) 評議会

学則第4章―第13条により設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学評議会規程に基づき運営している。評議会は、学長、学部長、学科長、図書館長、事務局長、学生部長、学部及び短期大学部の教授会が選定する教授各2名で構成し、原則として月1回下記の

事項を審議している。

＜審議事項＞

- (1) 学則その他重要な規程の制定改廃に関する事項
- (2) 予算概算の方針に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な施設の設置廃止に関する事項
- (4) 教員人事の基準及び方針に関する事項
- (5) 教育課程の編成方針に関する事項
- (6) 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項
- (7) 学生の入学、卒業その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項
- (8) 教育研究に係る自己点検評価に関する事項
- (9) その他の機関の連絡調整に関する事項
- (10) その他専門職大学の運営に関する重要事項

なお、令和6年度は、計14回（令和6年4月15日、5月21日、6月18日、7月16日、9月17日、10月17日、11月19日、12月4日、12月17日、令和7年1月21日、2月12日、2月18日、3月4日、3月18日）開催され、短期大学部の運営に関する重要事項を審議した。

4) 教授会

学則第14条に設置を定め、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程に基づき、教授会を運営している。教授会は、全ての専任の教授、准教授、講師で構成し、次の事項を審議している。なお、事務職員との連携の観点から、毎回必ず教務課職員1、2名が参加している。

＜審議事項＞

- ア 学科長の選考
- イ 教員の人事
- ウ 学生の入学及び卒業
- エ 学位の授与
- オ その他教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

なお、令和6年度は、14回開催され(令和6年4月9日、5月7日、6月4日、7月2日、8月6日、9月3日、10月1日、11月5日、12月3日、令和7年1月9日、2月4日、2月7日、2月12日、3月4日)、短期大学部の運営に関するすべての必要事項について協議（各種委員会での検討事項については報告）が行われた。

5) 教員組織及び専任教員数

教員組織については、学則第3章第8条（学科長）及び第11条（学生部長）においてそれぞれの役職を置くことを定めている。

栽培、林業、畜産の各分野に、大学等での教育歴が豊富な教員と農林業現場での実績がある実務家教員をバランス良く配置している。なお、実習系科目では静岡県立農林環境専門職大学教員を兼任教員として共同担当することで計画から実施まで円滑に行えるようにしている。

6) 授業科目の担当

「栽培コース」、「林業コース」、「畜産コース」の3コースを置き、各分野の基礎的知識の修得に加え、より専門的に学ぶことができるようカリキュラムを編成して実践的な知識を得られるようにしていることから、各分野については実務に即した教育内容とし、実習科目を多く設けており、より実践的な知識、ノウハウを学ぶことができるよう実務家教員の比率を高くしている。これに加えて、学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるようにするため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。

また、併設する静岡県立農林環境専門職大学の教育歴が豊富な教員を学術系科目の兼務として配置するなど授業を共同で担当するようにし、授業計画から実施までをスムーズに行えるよう配慮した。授業担当は教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案し、教員選考委員会を組織して平成30年8月28日に決定した。決定した教員の担当科目についてはカリキュラムの変更に伴い教員審査を受け、設置認可時に適合を与えられ、この任務どおりに授業を受け持たせて実施してきたが、教員の退職・採用による交代があり、教員の教育歴、研究歴、実務経験歴等の専門性の経歴を勘案しながら一部で授業担当の調整が行われた。

7) 専任教員、専任教員数

分野別・職位別の教員構成

(人)

分野	職位別の人数（うち実務家教員の数）			
	教授	准教授	講師	合計
栽培	3 (2)	4 (4)	2 (2)	9 (8)
林業	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
畜産	3 (1)	0 (0)	3 (3)	6 (4)
その他*	1 (0)	1 (0)	1 (1)	3 (1)
合計	8 (4)	6 (5)	7 (6)	21 (16)

* 農業経営、食品加工、農村社会論等

8) 教員の募集・採用・昇任等 講師2名が令和6年度末で退職するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程に基づく選考委員会を設置し、公募及び応募者の審査を行った。その結果、講師2名が選考され、教授会において承認された。令和7年4月1日付けで着任予定である。 また、本学における学術研究の進展を図るため、客員教授候補者3名（継続）の推薦があり、教授会において承認された。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	学長、評議会、教授会を軸としつつ、各種委員会を組織して定期的な審議のもと学内運営を実施している他、学外委員等で構成する教育課程連携協議会を設置している。 学術系からフィールド系までの教育研究に十分対応できるよう配慮するため、大学等での教育歴が豊富な専任教員と、農林業現場での実績があり、かつ、研究能力を有する実務家教員を栽培、林業、畜産の各分野に配置している。教員の採用にあたっては本学のジェンダーバランスを考慮し、女性教員の積極的な採用に努めた。
改善を要する点	特になし

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第14条【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教授会規程【資料A 02-02-2】
専門職短期大学設置基準	
（教育研究実施組織等） 第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 専門職短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 専門職短期大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 専門職短期大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第7条【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学評議会規程【資料A 02-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長選考等に関する規程【資料A 04-01】 静岡県立農林環境専門職大学学長適任者選考会議規程【資料A 04-02】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学科長選考等に関する規程【資料A 04-04】 静岡県立農林環境専門職大学等図書館長選考規程【資料A 04-05】
※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第92条、専門職短期大学設置基準第34条から第38条を参照すること	
（授業科目の担当） 第二十九条 専門職短期大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学科の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学科の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 専門職短期大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 専門職短期大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の専門職短期大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	静岡県立農林環境専門職大学等学生部長選考規程【資料A 04-06】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教員定年規程【資料A 04-07-2】 静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準【資料A 04-09】 静岡県立農林環境専門職大学等教員選考規程【資料A 04-10】 静岡県立農林環境専門職大学等非常勤講師に関する規程【資料A 04-08】
（基幹教員数） 第三十一条 専門職短期大学における基幹教員の数、別表第一イの表により当該専門職短期大学に置く学科の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（第五十四条第一項に規定する共同学科（以下この条及び第四十五条において単に「共同学科」という。）が属する分野にあっては、共同学科以外の学科について同表を適用して得られる基幹教員の数と第五十五条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員数を合計した数）と別表第一ロの表により専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める基幹教員数を合計した数（次条において「必要基幹教員数」という。）以上とする。	設置認可関係書類「教育組織等の編成の考え方及び特色」【資料B 01-05】
※ 基幹教員の数については、専門職短期大学設置基準別表第一を参照すること	
（実務の経験等を有する基幹教員） 第三十二条 必要基幹教員数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する基幹教員」という。）とする。	

2 実務の経験等を有する基幹教員のうち、前項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 一 大学又は高等専門学校において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者 二 博士の学位、修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。)を有する者 三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者 3 第一項に規定するおおむね四割の基幹教員の数に二分の一を乗じて算出される数(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学科の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、別表第一イ備考第二号ただし書の規定により複数の学科について算入する基幹教員の数並びに同表備考第五号及び別表第一ロ備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、必要基幹教員数の四分の一を超えないものとする。	
--	--

ハ 教育課程に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 学生の受け入れ

1) 学生の受け入れ方針

ア 学生の受け入れ

本学に入学することのできる者は、学則第 24 条により規定している。

2) 学生の募集

学生募集要項のうち具体的な事項については入試委員会で審議することと、入試委員会規程に規定している。令和 7 年度入試の入学希望者選抜要項の内容については、2 回（5 月 21 日、8 月 29 日）審議し、9 月 20 日から配布を行っている。入学希望者選抜要項は県内外の高校に約 700 部配布するとともに、大学のホームページにも掲載し募集を行った。入学を希望する者から連絡があった場合は、本学学生課から学生募集要項、入学願書・志望理由書等の様式を郵送している。

3) 入学希望者の選抜

本学の入学試験の実施は入試委員会において審議することと、入試委員会規程に規定している。令和 6 年度の入試委員会は、6 回（4 月 3 日、4 月 15 日、5 月 21 日、8 月 29 日、11 月 7 日、令和 7 年 1 月 16 日）、その他、入学試験後の合格候補者の判定会議を 3 回（12 月 2 日、令和 7 年 2 月 6 日、2 月 10 日）開催した。前年度同様、秘匿性の高い入試問題を扱う点や大学では一般入試に大学入学共通テストを採用する点等から、基本的に併設する大学とは別に実施している。

<令和 7 年度の入試状況>

令和 7 年度入学希望者選抜について、短期大学部入試委員会では、推薦型選抜入試の小論文問題作成、論文・面接採点基準の確認、一般選抜入試では小論文の問題作成、理科（生物基礎・化学基礎）入試問題の設定、入学希望者選抜試験の面接官、採点担当者の選定・配置、合格候補者の選定等を担当した。推薦型選抜入試では、募集 80 名に対し受験者 82 名（指定校推薦 23 名、学校長推薦 59 名）、特別選抜入試では、募集若干名に対し受験者 3 名（社会人 3 名）の計 85 名から 82 名（推薦型選抜 79 名、特別選抜 3 名）の合格候補者、一般選抜入試では受験者 21 名（募集 20 名）から 18 名の合格候補者を選定し、合わせて 100 名を決定した。

文科省が定めたガイドラインに基づき、受験の機会を確保するため、発熱、感染性疾患等の理由で受験できなかった受験生に対して、推薦型選抜、一般選抜とも追試験を設定し、受験生に不利益が及ばないよう十分配慮した結果、一般選抜の 1 名に対して令和 7 年 2 月 8 日に追試験を実施した。

＜入試問題の検討＞

一般選抜入試における理科の問題は、県内高校での利用実績の多い出版社の「化学基礎」「生物基礎」の教科書から、基礎的事項の理解度で選抜する難度の問題とし、基礎学力のある受験生を選抜した。小論文では、推薦型選抜入試は、「年齢階層別農作業死亡事故」の表と「要因別の農作業死亡事故発生状況」を示したグラフから死亡事故原因の傾向を分析し、その対策を問う問題、一般選抜入試では、「基幹的農業従事者数の年次推移」を示した表と「年齢別の基幹的農業従事者数」を示したグラフより今後の基幹的農業従事者の状況を推察して述べさせ、その推察した状況から農業における技術開発、労働確保、農地維持の視点からの解決策を問う問題とした。いずれも、表・グラフから問題点の分析ができ、基礎的知識に基づく解決策について本学で具体的に学びたい意識として問う設問とした。なお、開学以来、面接・小論文とも、評価者による差異が生じないよう採点方式の改善を続け、受験生の平等な評価を可能とした。

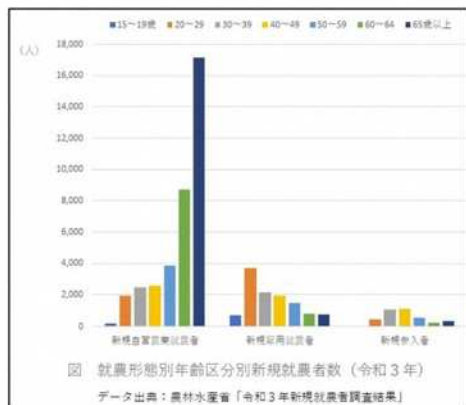
その他、静岡県立農林環境専門職大学等における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドラインに基づき、本学学生だけでなく入学志願者に対する十分な配慮もしている。

入学試験時の小論文テーマの推移

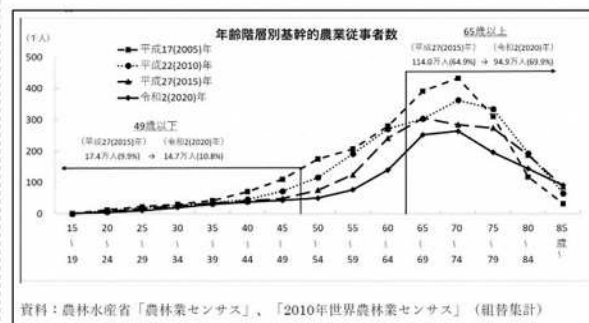
	学校長推薦選抜・特別選抜試験問題	一般選抜試験問題
令和2年	農林業の役割が持続的に発揮されるためにはどうあるべきか、下の枠内から2つの語句を選び、これを用いてあなたの考えを、800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。 枠内語句「食料や農産物の供給」「自然環境の保全」「文化の伝承」「景観の形成」	課題図書【シカ問題を考える】では、その前半で、近年問題化しているシカ被害の特殊性として、葉を中心とする農作物の被害、大規模な森林木の食害による植生変化や土壌流亡に伴う環境破壊等が述べられています。そして、後半の『5章：シカ増加の背景』として「森林伐採による地上植物食糧の増加」、「牧場の増加」、「地球温暖化による冬の死亡率の低下」、「狩猟圧の低下」、「天敵オオカミの絶滅」、「農業人口の減少」等をあげて、様々な考察を加えています。そこで、シカ生息数増加の背景としてとりあげた「①森林伐採による地上植物食糧の増加」、「②牧場の増加」、「③狩猟圧の低下」、「④天敵オオカミの絶滅」、「⑤農業人口の減少」の中から2つを選び、それぞれの解決法について著者の考えとあなたの考えを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。
令和3年	現在の日本の農林業が抱える問題について、下の枠内から2つの語句を用いて説明しなさい。また、その問題への対応とそこにあなたがどのように関わりたいかについて、併せて800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。 枠内語句「スマート農業」「環境保全」「有機農業」「都市農村交流」「輸出」「大規模化」「6次産業課」「食料自給率」「食品安全性」「GAP」	課題図書【農業がわかると社会のしくみが見えてくる】著者が述べる「日本に農業が必要な理由」について「食料の安全保障」と「農業の多面的機能」の両面から説明するとともに、あなたの考えを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。
令和4年	SDGs(持続可能な開発目標)を実現させるために、農林業ができることについて論じるとともに、それに関してあなたが、この大学で学びたいことを800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。	農林業の多面的機能の一つとして、生物多様性の保全があげられる。作目（水稲・畑作・茶・果樹・畜産・林業）の一つを選び、生物多様性に配慮した農林業経営の具体例を示すとともに、経営への影響について800字詰め原稿用紙1枚以内で記述しなさい。
令和5年	食品ロスとは、本来食べることができるのに廃棄されてしまう食品のことを言います。令和元年度の推計で、日本の食品ロスは年間570万t、うち事業系が309万t（54%）、家庭系が261万t（46%）です。農林漁業者、食品関連業者あるいは消費の現場で考えられる食品ロス対策について論じなさい。また、食品ロスは何が問題なのか、あなたの考えを記述しなさい。（800字詰め原稿用紙1枚以内）	令和2年度のカロリーベース総合食料自給率は37%、生産額ベース総合食料自給率は67%、飼料用を含む穀物全体の自給率は28%、主食用穀物自給率は60%、米の自給率は97%です。これらのことからわかる日本の食料生産、輸入の状況について論じた後に、自分が考える食料自給率向上対策を記述しなさい。（800字詰め原稿用紙1枚以内）

令和 6 年

このグラフからわかる新規就農者の状況がどのようなものであるかを述べた後に、どこに重点を置いて、どのような支援策を講ずるのが農業の活性化に効果的であるか自分の考えを論じてください。



このグラフは年齢階層別基幹的農業従事者数の推移を示したものである。このグラフから読み取れる我が国の農林業の問題点を述べるとともに、それを解消し、今後の我が国の農林業を持続的に発展させるために必要なことについて、あなたの考えを原稿用紙800字以内で述べなさい。



令和 7 年

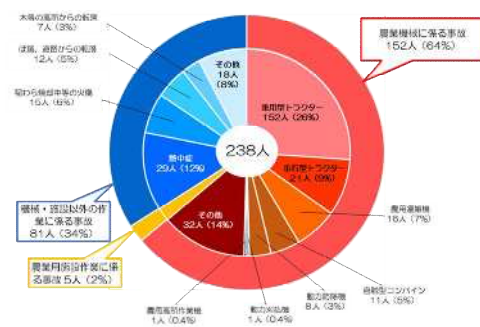
令和 4 年度には全国で 238 人が農作業中に死亡し、表 1 はその年齢階層別農作業死亡事故者数、図 1 は要因別の農作業死亡事故発生状況を取りまとめたものである。表 1 と図 1 から、どのような人がどのような原因で死亡している場合が多いのかを読み取り、農作業死亡事故を防ぐ方法について、あなたの考えを 800 字以内で述べなさい。

表 1 令和 4 年度における年齢階層別農作業死亡事故者数

年齢（才）	30 未満	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80 以上	合計
人数（人）	4	4	2	14	31	83	100	238
割合（％）	1.7	1.7	0.8	5.9	13.0	34.9	42.0	100

出典：農林水産省

図 1 要因別の農作業死亡事故発生状況(令和4年度)



「基幹的農業従事者数の年次推移」を示した表 1 と「年齢別の基幹的農業従事者数」を示した図 1 より読み取れる今後の基幹的農業従事者の状況を推察して述べよ。次に、推察した今後の基幹的農業従事者の状況から農業における技術開発、労働確保、農地維持の視点から解決策を述べよ。（800 字以内）

※基幹的農業従事者とは、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう

表 1 基幹的農業従事者数の年次推移

年	人数（人）
1980	4,126,446
1990	2,927,122
2000	2,399,579
2010	2,053,717
2020	1,363,038

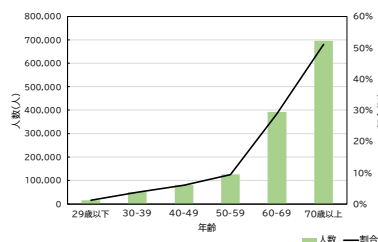


図 1 年齢別の基幹的農業従事者数(2020年)

4) 入学者選抜体制

学内教員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・検討・事後評価を行った。可否の判定については入試委員会において合格候補者案を作成し、これを教授会において審議し、評議会において学長が決定した。なお、令和 7 年度一般選抜入試追試験の教授会審議は、合格発表の日程に合わせるため書面審議となった。

＜選抜方法＞

入学志願者の能力、意欲、適性等を多面的・総合的に判断した。判定に当たっては知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性等について、本学のアドミッションポリシーに従って適切に評価した。なお、社会人選抜、私費外国人留学生選抜については、具体的な将来展望等の聞き取り等の十分な事前相談を実施した上での受験とした。また、入試方法の多様化を図るため、一般選抜のほか、推薦型選抜、特別型選抜を実施した。

＜社会人、外国人留学生に対する配慮＞

社会人選抜による入学者に対しては、それぞれ入学後に円滑に学修を進めることができるよう配慮するとともに、就職についても適切な支援を行った。

5) 定員管理の動向

定員管理については、入学定員に対する合格者数及び入学者数は、開学の令和2年を除き、概ね適正な水準となっている。令和6年の入学者が若干減少したが、令和7年の入学者からは定員の90%台に戻った。

表 合格者及び入学者の年次推移 (人)

選抜区分		定員	2年	3年	4年	5年	6年	7年
一般選抜	合格者数	20	26	28	23	25	13	18
	入学者数		19	16	15	20	10	
推薦選抜	合格者数	80	58	74	76	81	70	79
	入学者数		58	74	76	81	70	79
特別選抜	合格者数	若干名	0	2	2	0	2	3
	入学者数		0	2	1	0	1	2
合格者合計		100	77	104	101	106	85	100
入学者合計		100	77	92	92	101	81	93
定員充足率		—	77%	92%	92%	101%	81%	93%

2 教育課程

1) 学位授与の方針

多彩で高品質な農林産物を生産する静岡県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与

する。

- ① 社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。→コミュニケーション力
- ② 農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。→応用力
- ③ 農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育んでいくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ④ 農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。→思考力
- ⑤ 修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探索し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。→分析・判断力

2) 教育課程の編成方針

本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するとし、学則第29条に規定している。

令和6年度は教務委員会を13回開催した。令和6年度教育経費に係る予算調整（ゲストスピーカー含む）、ゲストスピーカーの招聘、コース・実習分野分け、シラバス作成・時間割、短期大学部の授業科目における受講人数の変更、プロジェクト研究指導への短大・大学教員の相互参画等、メディアを利用して行う授業に関するガイドラインの改正、過度な重複や不足等がないよう授業を組み立てる仕組みづくり、学位規程の改正、学生表彰、学生便覧の確認・修正（不正行為、カリキュラムマップ等）、休職教員代替非常勤の任用、教育DX（オンライン授業）、教育課程連携協議会での意見への対応、教育課程連携協議会の内容等、授業科目の担当変更、短大企業実習（果樹）の実施時期変更、短大教育課程ワーキングチームの発足、不正行為の履修細則の改正、副指導教員の基準、分野別認証評価の改善事項への対応、保証人に関する取扱いの改正、来年度の授業スケジュール、履修コース・実習分野の選択にかかる手続き、令和7年度授業時間割・シラバス作成、令和7年度入試の事前相談に係る修学上の配慮、令和7年度年間行事予定及び授業時間数など教育課程に関する案件について、協議を行い学内運営に取り組んだ。

3) 教育課程の編成方法

授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする、学則第29条2項に規定している。令和6年度は、これに関連する大きな教育課程の変更はなかった。

4) 専門職大学短期大学部の授業科目

授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表1のとおりとすると、学則第30条で規定している。

5) 単位、単位の授与

〈単位の計算方法〉

各授業科目の単位数は、学則第31条において規定している。なお、学則第31条は、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の改正に合わせて改正した（施行日は令和5年4月1日付け）。

〈単位の授与〉

単位の授与は、学則第34条において規定している。また、単位の授与及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、別（履修細則）に定めている。なお、学則第34条は、令和4年10月1日から施行された専門職大学設置基準の改正に合わせて改正した（施行日は令和5年4月1日付け）。

単位の授与は、学則に基づき、各授業科目を履修した者には、評価の上、単位を認定する。

認定の方法は、各種試験、グループワーク、発表、レポート等の成果物、授業・実習・演習の取り組み方などにより、各授業科目担当者が科目の特性を考慮して定める（設置許可申請書より）。令和6年度の単位の授与については、学則第30条別表1のとおり。

6) 授業期間

授業期間は大学学則により次のように規定している。

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる（学則第17条）。学年を次の4学期に分ける。4学期のうち2つの学期の開始日は、各4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める（学則第18条）。

7) 授業の方法

（ア）少人数教育の実施について

本学の入学定員は各学年100名、2学年合計の収容定員は200名である。

収容定員200名に対して、専任教員を21名（教員一人当たりの学生数は9.5人）配置することから、少人数教育を実施しやすい体制を備えている。

本学ではこの特色を生かし、実習、演習の授業は40人以下の単位で行うほか、教育効果や安全性に配慮し、より細やかな指導が必要となる「総合実習」や科目別の「圃場実習Ⅰ」、「演習林実習Ⅰ」、実習科目の授業の多くを15名程度の少人数で実施した。

（イ）大学設置基準の改正に伴う40人以上での授業の実施について

令和4年の大学設置基準の改正で、専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数については、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を

上げることが前提として、40人以上でも可能とされた。これを受け、本学では令和6年度より必修科目である「農学概論」、「分子生物学」、「農山村田園地域公共学」、「流通加工論」、「コミュニケーション論」、コース選択必修である「施設園芸」を、40人を超えて（50人を上限として）開講している。また、令和7年度より「農林業のための科学」についてもメディア授業等の実施を伴い同様の対応を取ることとした。これと並行して、授業の方法（必ずマイクを使用、学生の反応を見ながら授業を進める等）、学生の質問への対応（オフィスアワーを充実させ、いつでも教員が学生の個別質問に対応する等）、学生授業評価アンケートによるモニタリング（学生授業評価アンケートにより前年との比較をすることで教育の質の低下が無い継続的に確認する）等を実施することで教育効果を担保している。

8) 成績評価基準等の明示等

授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。また、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができると、学則第40条で規定している。

令和6年度の1年生の成績評価では、全体のGPA平均は2.8(昨年度2.6)であり、3以上の学生が34%(昨年度27%)であった。開学初年度の高すぎる評価を見直して教員全体で共有・改善してきた結果が定着していると考えられていたが、今年度はGPAがかなり上昇している(表1)。学習環境がよかったとも考えられるので、今後の推移を見守りたい。

表1 1年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和6年度	1	4	19	29	26	1	0	2.8
令和5年度	1	10	24	37	23	4	0	2.6
令和4年度	0	11	37	30	16	7	0	2.6
令和3年度	1	11	30	37	17	3	0	2.6
令和2年度	3	5	13	26	36	16	1	2.9

令和6年度の2年生(1,2年累積)の成績評価では、全体のGPA平均は2.7(昨年度2.6)であり、3以上の学生が28%(昨年度27%)であった。こちらは、教員全体で共有・改善してきた結果が確実に定着していると考えられる。

表2 2年生のGPA階級別学生比率(%)

階級	<1.5	1.5≤	2≤	2.5≤	3≤	3.5≤	4	平均
令和6年度	1	7	22	41	26	2	0	2.7
令和5年度	0	6	42	26	19	8	0	2.6
令和4年度	0	8	28	42	15	7	0	2.6
令和3年度	1	7	17	32	30	13	0	2.8

9) 履修科目の登録の上限

履修科目として登録することのできる単位数は、学則第30条別表1に定める履修単位数上限のとおり（年間45単位）と、学則第33条で規定している。令和6年度の1年生の平均取得単位は40単位(自由科目を除く)、最高は45単位であった（表3）。

表3 1年生の取得単位数の分布(人)

取得単位	≤32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	計
令和6年度	0	0	1	0	0	23	2	19	3	15	6	7	4	1	81
令和5年度	1	0	0	2	1	15	3	38	8	15	8	4	3	0	98
令和4年度	1	7	0	20	1	25	6	20	4	3	2	0	1	0	90
令和3年度	0	7	1	30	1	31	1	12	1	4	1	0	0	0	89
令和2年度	1	1	0	23	0	16	5	19	3	6	1	2	0	0	77

2年生の取得単位の分布は表4となり、卒業単位である68単位を取得した学生は17人であった。なお、68単位未満の学生は、0人となっている。

表4 2年生の取得単位数の分布(人)

取得単位	<68	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79≤	計
令和6年度	0	17	3	23	11	14	8	8	4	4	2	1	4	99
令和5年度	3	40	3	25	5	4	0	2	2	3	1	0	1	89
令和4年度	4	51	2	18	2	7	1	2	0	0	0	1	0	88
令和3年度	1	20	2	25	2	15	4	5	1	1	0	1	0	77

3 学習成果

1) 学習成果を把握・評価する取組

(ア) 学修成果の可視化のための評価項目の設定

令和4年度の自己点検評価委員会で、決定した「学修成果の可視化のための学内評価計画」（下表）について、令和2～6年度の学修成果を取りまとめている（別添資料参照）。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
学修成果の可視化のための学内評価計画

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
短期大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就農率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・進学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業7年後) ¹⁾	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース・ 実習専攻			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就農率	学生(学生課)
			修得単位数 ²⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ³⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁴⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の 成績評価(春期) ⁶⁾	担当教員(教務課)	インターンシップ参加	キャリアサポート(学生課)		
			成績評価	担当教員(教務課)		
			ルーブリック評価 ⁷⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

1) 卒業後の学生調査(就農状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有

4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有

6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

(イ) 資格の取得

令和6年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりであり、取得数は前年度より増加した。大型特殊免許(農耕車限定)73名、刈払い機講習75名、茶手もみ師補10名、チェーンソー取り扱い資格10名、大型限定解除6名、牽引5名、家畜人工授精師5名、ドローン5名、フォークリフト免許43名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者15名、毒物劇物10名、危険物乙4類1名、農業技術検定2級合格者3名、3級1名。

2) 教育課程等の点検・評価

(ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。

「何を教えたのか」ではなく、「何を学び身に着けたのか」という学修者の目線に立ち、教育の

質を高める努力を継続して実施する必要がある。教学マネジメントの指針に沿って、学生の授業評価アンケートを実施し、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和6年度においても春期、夏期、秋期、冬期(通年を含む)の4期に分けて、1年生55科目、2年生40科目全科目について学生による授業アンケートを実施した。回答率には15から100%とばらつきがあり、春夏期平均75%に比べると秋冬期平均58%と後半になるほど回答率が下がる傾向にある。

アンケートの結果については各教員にフィードバックし、今後の授業改善に役立てることとした。さらに学生からの様々な意見に対する各授業担当教員のコメントを記述し、夏期と冬期の終わりに全学生にフィードバックしている。

「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、1年生では4.1から5.0ポイント、2年生では4.0から5.0ポイントに分布している。また、「授業の内容や方法について、総合的に見てこの授業に満足していますか」の問いに対しては、1年生では3.8から5.0ポイント、2年生では3.8から5.0ポイントに分布している。

身に着けた実感では全科目が4.0ポイント以上であり、満足度では一部の科目で4.0を割っているものの著しく評価が低いものは見られなかった。相対的には授業の満足度は安定してきており、今後も継続した取組が必要である。

(イ)大学評価アンケートの実施と改善方法

令和6年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で61.3%、2年生で47.0%であった。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で89.8%、2年生で70.2%が満足度を感じていた。
- ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生では93.9%、2年生では87.2%が「それなり」以上の成果を感じていた。
- ・カリキュラム編成に対しては、1年生では81.6%が適正と考えているが、2年生では63.8%と低くなっており、2年次のカリキュラム編成に対する変更の要望が強い。
- ・講義科目での満足度では、1年生は63.3%、2年生では55.3%が「やや満足」以上であり、2年生の満足度が低調である。
- ・実習科目での満足度では、1年生は79.6%、2年生では76.6%が「やや満足」以上であり、講義科目に比較して高い傾向にある。
- ・新入生セミナー、ホームルームの満足度では、1年生は38.8%、2年生では36.2%と低調では

あるが、「どちらともいえない」が1年生は49.0%、2年生は44.7%であり、満足とはいえないものの必要性はある程度理解されているといえる。

4 教育課程連携協議会

教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の教員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告するとともに、学則第16条に規定し、教育課程連絡協議会規則により運営している。

令和6年度の第1回連携協議会は9月13日に開催した。主要テーマは、「実習について」であり、本学からは栽培コース（野菜、花き、茶、果樹）、畜産コース、林業コースそれぞれの実習の概要及び使用施設の課題について報告した。また、キャンパス内実習施設見学を実施することで、施設の課題を現実的なものとして、全委員に理解してもらうことができた。

これらの報告に対する委員からの主要な意見は次のとおりである。

- 1) 堆肥舎・空調の設備などが滞り、満足度の懸念が指摘された。施設の老朽化により対外的な懸念もあるため、研究費等の取得により設備改善を工夫してはどうか。
- 2) 施設整備の検討は、実習圃場委員会の意見も踏まえて進めるのが良いのではないか。開学時の施設承認から施設整備計画は直ちにできない。
- 3) 大学ビジョンの公表が遅れているが、進捗状況を教えてほしい。
- 4) 農業高校の資格取得について教育連携の可能性はないか。

以上の意見に対する対応は次のとおりである。

施設改修については、事務局長、学部長、学科長が対応し、学内施設状況調査を実施することとした。3)、4)については、教務委員会で対応する内容ではないことから、別途四役会議で検討することとした。

第2回教育課程連携協議会は令和7年3月19日に開催した。

主要テーマは、「本学5年間の学修成果、教育課程及び教育方法について」とし、分野別認証評価 自己点検評価報告書より内容を抜粋して報告し、これらに対する各委員からの意見を求めた。以下に各委員の主要な意見を記述する。

- 1) 企業実習に参加している学生の意見を実習先企業等へフィードバックしてほしい。
- 2) 人間力・コミュニケーション能力は寮生活で養われないのか。重要なことなので強化に取り組んでほしい。
- 3) 基本的なマネジメントスキルのカリキュラムへの入れ込みが必要ではないか。
- 4) 学生のコース間での交流を増やした方がよい。
- 5) （とくに林業で）安全管理に気をつける教育をしてほしい。

以上、分野別認証評価での改善指摘事項と重複する内容もあり、教務委員会で検討して、今後の教育課程の改善につなげることとした。

5 学長 Office Hour の実施 開学時から、年 8 回程度、「学長 Office Hour」として、大学への要望や将来の希望などについて、学長が直に学生から話を聞く機会を設けている。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	・学内の関係教職員による入試委員会を組織し、入学試験の企画・検討・事後評価を行った。入試委員会において合格候補者案を作成し、これを教授会において審議し、評議会において学長が85名の合格者を決定した。教育課程連携協議会で出された課題について評議会等で検討している。 ・教育課程の編成は設置認可時どおり実施できた。1年生の取得単位は最多学生で44単位であり規程の45単位を超えることはなかった。 ・学生の履修に関しては、1年生全体のGPA平均は2.8、GPA 3以上の学生が27%と前年度よりやや向上した。成績評価に関するガイドラインを見直して教員が共有した改善効果が継続してみられつつ、学修成果が表れた結果と思われる。
改善を要する点	・令和6年度から6科目については、40人を超えて授業を行うようにした。その他の授業についても、方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して十分な教育効果を上げることができると考えられる科目については、40人を超えて授業を行うことを検討する。 ・教員によって担当する授業の数や受け持つ学生数が大きく異なることから、その差を小さくすることについて教務委員会で検討する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職短期大学設置基準	
(入学者選抜) 第三条 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 2 専門職短期大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第26条（入学者の選考）【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】
※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する	
(教育課程の編成方針) 第六条 専門職短期大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、専門職短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を育成するとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 専門職短期大学は、学科に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。 4 前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（教育課程の編成方針）【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-2】
(教育課程連携協議会) 第七条 専門職短期大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。 2 教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 学長が指名する教員その他の職員 二 当該専門職短期大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの 三 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者 四 臨地実務実習（第二十六条第一項第三号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開発又は授業の実施において当該専門職短期大学と協力する事業者 五 当該専門職短期大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの 3 教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。 一 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項 二 産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第16条（教育課程連携協議会）【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連絡協議会規則【資料A 01-04-2】 第1回教育課程連携協議会短大資料【資料C 03】 第2回教育課程連携協議会短大資料【資料C 04】
(教育課程の編成方法) 第九条 教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第29条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】
(専門職短期大学の授業科目) 第十条 専門職短期大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。 一 基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 二 職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。） 三 展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。） 四 総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第30条（授業科目）、別表1【資料A 01-03-2】 設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】
(単位) 第十一条 各授業科目の単位数は、専門職短期大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第31条（単位の計算法）【資料A 01-03-2】

時間から四十五時間までの範囲で専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専門職短期大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	
(一年間の授業期間) 第十二条 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第32条（授業期間）【資料A 01-03-2】
(各授業科目の授業期間) 第十三条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の専門職短期大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第17条(学年)、第18条（学期）【資料A 01-03-2】
(授業の方法) 第十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 専門職短期大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 専門職短期大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	設置認可関係書類「4 教育課程の編成の考え方及び特色」【資料B 01-04】
(成績評価基準等の明示等) 第十六条 専門職短期大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 専門職短期大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	大学HPシラバス 【https://www.spua.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第40条（成績の評価）【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部履修細則【資料A 08-02-2】 短期大学部 成績評価の年次別推移(R2～5)【資料C 05】
(単位の授与) 第十八条 専門職短期大学は、一の授業科目を履修した学生に対し、試験その他の専門職短期大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第34条（単位の授与）【資料A 01-03-2】
(履修科目の登録の上限) 第十九条 専門職短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 専門職短期大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第33条（履修方法）、別表1【資料A 01-03-2】

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 教育研究等環境

1) 教育研究等環境に関する方針

教育と研究の成果を、将来の農林業及び地域社会の発展に活かす人材を育成するため、大学設置基準などの各種法令を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備を行う。教育環境については、学生が自主的に学習に取り組み、教員が教育研究活動を十分に展開できるよう、校地・校舎、施設・設備の適切な維持管理に努め、快適な学習・生活環境を整える。また、学習支援の場として図書館機能及び ICT 機器の充実と活用の促進を図る。研究環境については、農業系専門職大学として特色ある研究活動を担保しつつ、学際的研究の発展と活性化及び社会実装を見据え、外部資金獲得のための支援を充実させ、研究支援環境を整備する。加えて、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を防止する取組として、「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」及び「静岡県立農林環境専門職大学等における公的研究費等の取扱いに関する規程」等を遵守し、これらの規程等に基づく研究倫理研修を定期的に行う。

2) 校地

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用する。専門職短期大学設置基準第44条、専門職大学設置基準第46条の規定では基準校地面積2,960㎡要するが、本学では計画どおり28,545㎡であり、学生が余裕をもって休息、交流等ができるスペースがある。

また、上記によるほか、附属施設の実習圃場15,843㎡、機械研修場36,656㎡等もあり、演習及び教育研究等を支障なく実施することができている。

3) 運動場

A棟から約300mの位置に運動場10,469㎡があり、様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用することができる。

4) 校舎施設等

本学の校地は、静岡県立農林環境専門職大学と共用するので、専門職短期大学設置基準第45条、専門職大学設置基準第47条の規定により基準校舎面積6,796㎡要するところを、A、B及びC棟合計で6,899㎡確保している。これら校舎には、学長室、研究室、図書館、講義室、実験実習室、情報処理室、福利厚生施設など課程、事務機能に必要な施設及び機能を有している。令和3年度には、新学生寮の建設が完了したほか、旧共同教員室や旧臨時図書室の教員個室等への改修、学生用駐輪場の増築も実施し、大学施設全体の機能性、快適性等を向上させた。

令和4年度は老朽化した学生寮の解体・改修工事を行い、令和5年度には解体後跡地を学生の憩いの場である芝生広場や駐輪場として整備した。芝生広場は令和6年度から供用している。

この跡地整備をもって、農林大学校からの移行のための一連の施設整備が完了したため、以後は、県が保有する施設等の維持保全を計画的に行うために策定している中期維持保全計画に基づき、施設の保全を行っていく。

令和6年度は、同計画に基づき、B棟加工実験室のひび割れの補修や、体育館の内装（床・階段・オペレーター等）を修繕する工事などを行った。令和7年度以降には、A棟の劣化した手摺・樋等の修繕を行う工事、高度茶業施設の受変電設備を更新する工事などが予定されている。

5) 図書館の資料及び図書館

710.77㎡（図書館563.26㎡、自習室59.91㎡、閉架書庫65.66㎡、図書整理室21.94㎡）の図書館をC棟の2、3階に開設している。蔵書能力約56,000冊の書架、約100席の閲覧席ほか、レファレンス・コーナー、図書整理室、書庫、ブラウジングスペース、PC・AVコーナー等があり、教育研究に十分な規模と機能を有している。館内では、持込みのパソコンに無線LANの接続が可能である。職員体制は司書資格を有する職員1名と会計年度任用職員2名（司書資格無し）が専任で業務にあたっている。

令和2年度に定めた資料収集方針に基づき、令和6年度は新たに1,400冊以上の図書を整備した。100タイトル以上の雑誌を受入れ、オンラインデータベースや電子ジャーナルを継続して導入し、学生や教職員の教育研究及び学習支援に役立てている。

図書館のサービス面では、新入生に向けたガイダンスを実施した。また、国立情報学研究所（NII）のILLシステムを活用した文献複写、現物貸借に関する料金の相殺サービス制度に加入しており、参考文献の収集に利用されている。

また、学内の教育研究成果を公開する農林環境専門職大学リポジトリを設置しており、学術情報のオープンアクセス化に寄与している。

6) 機械、器具等

機械、器具等は、本学教員の要望やカリキュラムにおける必要性を基に整備を進めている。これまで、学生がモバイル機器を用いたモニタリングや遠隔での環境制御技術を体験できる温室統合環境制御装置、高性能林業機械シミュレータの整備、B棟へのWi-Fi環境整備等を行ってきた。また、無人トラクタ、クリープメータ、凍結乾燥機等、本学の特色である先端農業や加工流通等の教育関連備品について、県内農業団体からの寄付を活用した整備も行っている。

令和6年度は、労働安全衛生法の改正による新たな化学物質規制に従って、教員実験室に鍵付き薬品庫を整備した。

2 研究に対する基本的な考え方

1) 研究倫理の遵守

研究倫理とは、研究者が研究活動を行う際を守るべき倫理観や法令・ルールのことである。研究対

象者の生命や健康、人権を尊重し、研究により得られる利益と研究対象者への負担を比較考量することが基本となる。研究を計画する段階で、当該研究によって生じる利益とリスクの可能性を予測し、リスクが利益を上回るような研究は行わないことを原則とする。本学においては、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿った倫理的配慮を図るため「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」を定め、研究等の実施計画及びその成果の公表予定の内容について、研究推進委員会（含む動物実験委員会）で審査を行うこととしている。また、各教員に対して日本学術振興会が実施するe-ラーニングの受講、修了証の提出を義務づけている（令和6年度の受講率100%[休職者を除く]）。

2) 教育研究等環境の点検・評価

教育研究等の環境の点検・評価は、教育研究の状況を把握・認識し、改善を図ることを目的として行われるものであり、大学においては学校教育法に基づいて、第三者による分野別認証評価、機関別認証評価が義務付けられている。

本学の理念・目的を実現するために、内部質保証システムを適切に機能させるため、自己点検評価委員会を設置し、教育研究等の環境の点検・評価を定期的に行う。自己点検評価委員会は、教育研究水準の維持向上を目的とし、本学の理念、3つのポリシー及び地域社会への貢献を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表し、本学の教育研究活動の質を社会に対して保証する。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点

- ・図書館では、学生・教員の研究・学修がしやすいよう整備が進められた。
- ・芝生広場の供用を開始し、学生がくつろぐことのできる場を確保した。また、体育館の内装の修繕工事を行い、学生が授業やサークル活動等で快適に利用できる環境を整えた。

改善を要する点

圃場近くにある現場教室は建物が古いためエアコンが無く、Wi-Fi環境も整っていないことから、将来構想策定部会で施設整備について検討する必要がある。また、夏場の熱中症対策として冷水機などの設置も検討が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職短期大学設置基準	
(校地) 第四十条 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、専門職短期大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職短期大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であって、多くの学生が余裕をもって交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、専門職短期大学設置基準第44条を参照すること	設置認可関係書類「6 校地校舎等の図面」【資料B 03-01】 設置認可関係書類「履行状況報告書」【資料B 05-01】
(運動場等) 第四十一条 専門職短期大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	(同上)
(校舎) 第四十二条 校舎には、専門職短期大学の組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科の種類及び学生数に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該専門職短期大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間学科等を置く専門職短期大学又は昼夜開講制を実施する専門職短期大学にあっては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、専門職短期大学設置基準第45条・第46条・別表第二を参照すること	(同上)
(教育研究上必要な資料及び図書館) 第四十三条 専門職短期大学は、教育研究を促進するため、学科の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たって必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の専門職短期大学の図書館等との協力に努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。	(同上)
(実務実習に必要な施設) 第四十七条 専門職短期大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。	(同上)
(機械、器具等) 第四十八条 専門職短期大学には、学科の種類、学生数及び教員数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。	(同上)
(教育研究環境の整備) 第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上) 「静岡県立農林環境専門職大学等研究不正防止規程」 https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/FnCRxbSN.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学等にお

	ける公的研究費等の取扱いに関する規程」 https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/wlrRhSlb.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学等研究倫理規程」 https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/sylV7Ttg.pdf 「静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程」 https://camel3.com/cms/files/norin-u/MASTER/0600/QlIqw5qv.pdf
--	--

ホ 事務組織に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 大学運営

1) 大学運営の方針

学長のリーダーシップの下、教職員が協働し大学運営に取り組んでいる。令和5年度に作成したAgrifore Vision 2030では、大学運営について以下のとおり定めている。

- ・組織が一体となった戦略的な大学運営
- ・自己点検評価に基づく切れ目のない改善
- ・教育評価システムの検証と改善による、教職員の資質の向上
- ・ジェンダーレス等を踏まえた多様な人材の登用
- ・大学運営のための施設・財政基盤の充実
- ・持続的発展に繋がる運営基盤の維持・強化
- ・農林業の発展に資する大学運営
- ・特徴ある研究の支援

2) 事務組織

学則第2章－第6条により事務局の設置を定めている。令和6年度は、事務局長、総務企画課（7名、内1名は育休中）、教務課（5名）、学生課（5名）で構成している（これらの職員は、基本的に専門職大学との兼任である。）。

また、図書館を設置しており、館長（農林環境専門職大学の教授が兼務）の下に、司書1名を配置している。職員の配置及び事務分担については、各自の経験・能力・専門性等を踏まえた適材適所の配置と適正な事務量となるよう配慮し、職員それぞれが能力を発揮しつつ互いに協働し、有機的かつ効率的に事務を遂行して大学を円滑に運営できるよう努めている。学生課は、学生寮と講義室及び実習圃場との間に位置し、学生が相談しやすい環境にある。

毎週、事務局会議と称し、事務局長、各課課長及び班長が出席し、その間のスケジュールや連絡事項の共有を行っている。

なお、効果的・機動的な意思決定を行うための管理運営体制として設けられた4役会議には、学長、学科長、生産環境経営学部の学部長に加え、事務局長が出席し、月に二度、教員組織と事務局との情報共有の場となっている。

さらに、4役会議と事務局が合同で行う拡大事務局会議についても、月に一度開催し、現場の状況や課題を4役に共有する場となっている。

教員数21名の小規模大学であり、事務組織と教員組織との連携が図りやすい環境にある。

3) 予算編成・予算執行

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編

成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき、予算を編成している。

また、予算執行においては、県の条例、規則等に基づいて事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正かつ計画的な予算執行に努めている。

4) SD研修

FD・SD委員会がFD・SD合同の研修として、令和6年度の第1回は4月2日に学長による講話を、2回目は9月30日に「障害学生支援について」と題して静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒先生による合理的配慮と教育的支援の考え方についての講演及び教職員によるグループワークを実施した。

事務職員19名のうち18名（うちオンライン参加1名）、短大教員21名のうち18名（うちオンライン参加2名）、大学教員24名のうち21名の計57名が参加した。なお、参加できなかった者については、1か月程度録画の公開期間を設けて、視聴を促した。

2 学生支援

1) 学生支援に関する方針

学生支援に関する方針は、「Agrifore Vision 2030」の学生支援に定めている。

2) 修学支援

修学支援については、学生課及び学生委員会、担任、障害学生支援委員会が行っている。

ア 学生課・学生委員会

学生課では、奨学支援及び奨学金について指導を行い、経済的に修学に支障が少なくなるよう支援を行っている。

イ 担任

担任は、1年生の入学時～夏期までを担当する前期担任、1年生秋期（コース・分野分け後）～卒業までを担当する後期担任に分担を分け、修学支援を行っている。

ウ 障害学生支援委員会

障害学生支援委員会では障害のある学生が授業を受けやすくなるために支援を行っている。また、全ての学生が授業や課題、テストなどの予定を把握できるよう、アグリフォーレ手帳を作成し、配布している。

エ 国際交流タスクフォース

2023年3月にインドネシアのボゴール農科大学（以下 IPB）との交流に関する覚書を両校の学長間で締結した。この締結に基づき、IPB から試行的に1～2か月程度の短期間で学生2名の派遣の打診があった。学生委員会でこれを協議し、この派遣に関わる時期・期間、金銭面や宿泊場所、農業実習の受け入れ先などの条件を細かく決めた。先方に条件を提示したところ、2名の学

生が選出され、派遣が行われることとなった。しかし、本学では派遣学生の日本でのサポートや手続き支援などを担当する部門がない点や、学生課や学生委員会では海外からの派遣受け入れ要請に物理的に対応できないことが問題となった。また、今後も同様の案件は持ち込まれること、将来的には国際交流ができる体制を整える必要があることなどから、2024年1月、事務局長を中心に学生課と新旧学生部長を交えて、既存の委員会とは別に今後の方針を協議した。その結果、令和6年度に事務局長を中心とした国際交流タスクフォースを立ち上げ、今回のIPBの派遣学生受け入れを含めて対応し、来年度以降に国際交流支援委員会を立ち上げる準備も同時に進めた。2024年7月にIPBからの派遣学生を迎え入れ、1か月間の受け入れを行うことができた。

3 学生の厚生指導

1) 厚生補導の組織

学生の厚生指導は、主に学生課及び学生委員会、担任、保健医務室（保健師）、カウンセリングルーム（カウンセラー）が行っている。学生が卒業後自らの資質を向上させ社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うことができるよう、入学当初から就職後の状況までを随時見届けていくシステムを構築している。具体的方策は、以下のとおりである。

ア 学生課・学生委員会

- ・ 課外活動（サークル、大学祭、学生自治会）の支援
- ・ 厚生補導に関する指導
- ・ 学生間のハラスメントの予防に関する指導
- ・ 学生の健康の保持増進を図るための指導
- ・ 就学上の災害の原因、再発防止に関する指導
- ・ メンタルヘルスに関する指導
- ・ 学生の安全・健康に関する指導
- ・ 学生寮での運営（管理、生活）に関する指導

イ 担任

- ・ 学生生活、学修に関する指導
- ・ 学生個人の悩みや学生間のトラブルに関する指導
- ・ 就職に関する指導

ウ 保健医務室

- ・ 体調不良やケガの応急処置
- ・ 健康相談、障害学生支援、ハラスメントの相談対応
- ・ 健康診断の再検査と健康指導

エ カウンセリングルーム

- ・ 生活、学修、対人関係、進路、就職活動等、学生の悩みに関する相談対応
- ・ 学生の障害に関する相談対応

2) 社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための体制

社会的及び組織的自立を図るために必要な能力を培うための指導は、学生課、キャリア・サポートセンター、コース・分野の教員が行っている。

ア 学生課

- ・ 就職に関する指導
- ・ アルバイト情報の提供

イ キャリア・サポートセンター

- ・ 求人情報の提供、就職先の斡旋等の支援

ウ コース・専攻の所属教員

- ・ 社会常識や社会生活で重要なことを指導
- ・ 就職先の斡旋や履歴書作成・面接指導
- ・ 卒業後も各地域の農林事務所と連携した技術指導や支援

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	2週間単位で開催する「4役会議」、「拡大事務局会議」、また毎週開催している「事務局会議」を活用し、大学内の情報共有や意思決定までの方針・手順等の確認を、効果的・効率的に行うことができています。 また、障害学生支援委員会を新たに設置し、障害を持つ学生への支援を全学で行うための体制整備を行うことができた。 IPBからの派遣学生2名を受け入れることができた。また、その対応の中で国際交流タスクフォースを立ち上げることができ、今後の国際交流事業に対応できる体制を整えることができた。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職短期大学設置基準 （教育研究実施組織等） 第二十八条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科の規模及び授与する学位の分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 専門職短期大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該専門職短期大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 専門職短期大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 専門職短期大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、専門職短期大学運営に係る企画立案、当該専門職短期大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の専門職短期大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 専門職短期大学は、当該専門職短期大学及び学科又は専攻課程の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、専門職短期大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略	
	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第6条（事務局）【資料A 01-03-2】 教職員組織図【資料C 02】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第11条（学生部長）【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-2】

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針 並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 三つのポリシー（＊設置認可申請書より）

本学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を次のように定めている。第2回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年5月28日）にてディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを、第3回専門職大学基本計画検討委員会（平成30年10月11日）にてカリキュラム・ポリシーを検討、決定した。

ア ディプロマ・ポリシー

多彩で高品質な農林産物を生産する静岡県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育ていくことができる人材に求められる次に掲げる資質・能力を身に付け、所定の単位を修得した者に学位を授与する。

- ・社会人に求められる知識を有するとともに、社会において他者と円滑にコミュニケーションをとることができる素養を有している。
- ・農作物栽培、木材生産、家畜飼養など、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上等を図るための、生産に関する知識・技術や生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を有している。
- ・農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育ていくための農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などに関する基礎的な知識を有している。
- ・農山村の地域資源や生産する農林産物に対応した加工・流通・販売などに関する知識を活用し、栽培、林業、畜産の各分野において生産物の付加価値向上を図るための手法を理解している。
- ・修得した専門知識と技術を駆使して栽培、林業、畜産の各分野の生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・整理する手法を理解している。

イ カリキュラム・ポリシー

- ・ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を修得させるため、栽培、林業、畜産の各分野の生産現場においてリーダーとなるために必要な知識や、農山村の地域社会を生産者として支えていくために必要な知識などを身に付けるための科目群を、講義、演習、実習等を効果的に組み合わせ編成する。

- ・栽培、林業、畜産の各分野に対応した3コース制とし、1年次後半から栽培コース、林業コース、畜産コースに分かれて、自らが選択したコースの専門的な知識・技術に関する科目を履修する。各分野に関連・共通する知識・技術については、1年次後半以降も共通で履修することとし、栽培、林業、畜産の3分野に対応したコース別の履修科目と、2年間を通じて配置する分野横断的な共通の履修科目を適切に組み合わせて教育課程を編成する。
- ・少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、栽培、林業、畜産の各分野の生産における実践力や、各分野に関連・共通する知識を活用して生産物の付加価値向上を図ることができる創造力を養成するとともに、農山村の地域社会を生産者として支えていくための農山村の環境、景観、伝統・文化などに関する基礎的な知識を修得させる。
- ・成績評価は、学生の基礎的・基本的な知識に加え、技能習熟度や主体的に学習に取り組む態度、問題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の学習成果を評価基準として行う。また、学生が主体的かつ充実した学習効果を上げることができるようGPA制度を活用する。

ウ アドミッション・ポリシー

本学は、基本理念である「将来の農林業を取り巻く環境変化に対応し、確かな知識・技術で生産現場を支えるとともに、先端技術や加工・流通・販売などの知識を活用して、生産現場に新たな展開を生み出すことのできる人材を養成する」という考えのもと、次のような資質を有する学生を求める。

なお、入学者選抜に当たっては、農林業に対する意欲を重視し、年齢・国籍を問わず、広く受験生を募集する。

- ・農林業生産技術を学ぶ上で必要な基礎学力と知識を身に付けている人
- ・課題解決や新たな価値の創造に取り組むために、従来の常識にとらわれない柔軟な思考力を備えている人
- ・農林業に高い関心を持ち、生産現場の技術者や指導者になろうとする意欲がある人
- ・身に付けた技術や知識で農林業の発展に貢献する意欲がある人

2) カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

本学の「基本理念」に掲げる養成人材像並びに「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」を実現するためのカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）を、前述のとおり定めた。

ア 基礎科目については、社会人に求められる実用的な知識やコミュニケーション能力及び価値観の相違や多様性などを理解し多面的に物事を考える素養を身に付けるための科目として9科目を配置した。

イ 職業専門科目については、農林業生産現場の生産性向上等を図るための農林業生産に関する専門的な知識・技術や農林業生産に活用される先端技術を生産現場へ導入する能力を育成するための

科目や、農山村の地域社会を支える生産者として、農林業の営みを通じて形成される農山村地域の環境を守り育てていくための農山村の自然環境や景観の保全に関する知識を学ぶ科目を配置した。 ウ 展開科目については、農山村の地域社会を支える農林業生産者として必要な伝統・文化の継承などに関する知識を学び、また、農山村の地域資源や栽培、林業、畜産の各分野の加工・流通・販売などに関する知識を活用し、生産物の付加価値向上を図るための手法を理解するための科目として、共通科目と生産理論と同様の３コースに分かれて学ぶ科目を配置した。 エ 総合科目では、修得した専門知識と技術を駆使して農林業生産現場における課題を探求し、解決に必要な情報を収集・分析・整理するとともに、分析・整理した結果を表現できる能力を養成する科目として、農林業生産現場における課題の解決に向けた研究の手法などを学ぶ「プロジェクト研究」を必修科目として配置した。	
☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミSSION・ポリシーを専門職大学基本計画検討委員会(平成30年5月28日及び10月11日)にて検討・決定し、一貫性のあるカリキュラム編成を構築している。
改善を要する点	特になし

（２）関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法施行規則	
第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 ２ 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則 第41条（卒業） 第42条（学位授与） 第29条（教育課程の編成方針） 第33条（履修方法） 第24条（入学資格） 【資料A 01-03-2】 カリキュラムマップ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/twoyears/document/curriculum_map_2020.pdf】

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公開に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 情報の公表

1) 教育課程の公表

授業科目の体系的な編成は、カリキュラムマップとして、本学のWebページ上に掲載するとともに、個別の授業内容は、シラバスを本学のWebページから検索・閲覧できるようにしている。また、本学学生については、入学時に配布する学生便覧にもカリキュラムマップ（及び授業科目の概要）を掲載するとともに、新入生セミナーにて解説することで、その周知を図っている。

2) 教員の教育研究・社会貢献活動に関する情報公開

論文 32編（短大 13編、4大 19編）、著書 4編（短大 2編、4大 2編）、学会・研究会における発表 64件（短大 18編、4大 46編）、前述以外の専門誌、新聞や広報誌等で 38件（短大 10件、4大 28件）を研究成果として公開した。また、公開講座、研修会、セミナー等へ教員を講師として延べ48名（短大 23名、4大 25名）を派遣し、教育研究活動で得られた成果を含めて講演した。さらに、教育研究・社会貢献活動の記録である「紀要・年報（アグリフォーレ・レポート）」の第4号（106頁、300部）を令和6年6月30日に刊行し、関係大学等に無料配布するとともに、より広く情報を公表するために機関リポジトリによりインターネットを通じて第1～4号を学内外に無償で公開している。なお、本紀要・年報には原著論文 3編、調査・技術論文 1編、学位取得論文紹介 1編、研究・活動紹介 7編、教員の1年間の活動一覧等が掲載されている。

3) 広報活動、高大連携等

学則第4章―第15条に基づき企画広報委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等企画広報委員会規程にて詳細を定めている。本学は、県立の公立大学であることから県民をはじめ地域社会及び農林環境業務への就業を志す高校生に対して、大学の活動に関する情報を積極的に提供していく方針である。

今年度の広報業務では、大学案内 6,000部、ポスター（A1版 100部、B1版 20部）、パンフレット（1,000部、英語版 500部）等を作成した。また、テレビCMの制作及び放映、大学紹介動画の改訂及び公開、交通広告、受験サイト・アプリへの広告、インターネット広告等を行った。

オープンキャンパスは、本学に関心のある高校生を対象に6回開催し、高校生等 289名・保護者等 286名の参加を得た。夏休み中のオープンキャンパスは、令和6年8月3日、8月10日、8月11日に開催し、高校生 289人（内3年生 147人）、保護者 286名、合計 575名が参加し、本年度からは栽培、林業、畜産の各コースでの教員による模擬講座を行い、施設見学、学食体験、個別相談も行った。

さらに、高校訪問・ガイダンス参加（延べ約 200回）、HP及びSNSでの情報発信、個別見学の随時受け入れ、日本学校農業クラブ全国大会（岩手県盛岡市）における参加高校生等への広報活動

も実施した。なお、静岡県学校農業クラブ連盟と緑の学園・農業クラブリーダー講習会（令和6年7月31日、参加者62名）を本学において開催した。

「浜名湖花博2024」の開催に合わせて、浜名湖ガーデンパーク会場のネパール庭園で令和6年5月12日、6月1日に大学PRをおこなった。「豊田わくわくフェスタ」（磐田市 アミューズ豊田）が5月12日に開催され大学PRを行った。「第14回産業振興フェア in いわた」（磐田市 アミューズ豊田）が令和6年11月8～9日に開催され大学ブース展示を行った。「ものづくり力交流フェア2025」（富士市 ふじさんめッセ）が令和7年2月6～7日に開催され大学ブース展示を行った。

磐田市社会福祉協議会の情報誌「いわた社協だより 96号 9月1日発行」（磐田市内全戸配布）からの原稿依頼、「広報いわた」（磐田市）の「楽習+（プラス）」からの原稿依頼に対応した。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	各種媒体等を活用して、地域社会及び本大学・短期大学に関心のある高校生に対して、大学の設置目的や教育内容について効率的かつ積極的に広報活動を行うことができた。 広報アンバサダーとして、Z世代に人気のあるインフルエンサー及びマンガライブペインターを起用し、高校生がよく視聴するインターネット広告での本大学・短期大学の認知度向上に力を入れ、積極的な広報活動を行った。また、高大連携活動として、県内のみならず、県外の農業関係高校にも訪問・PR活動を実施した。 さらに、設置計画履行状況報告書や自己点検評価報告書の公表について、速やかに実施している。
改善を要する点	オープンキャンパスでは、学生にも案内、個別相談等一部協力してもらったが、学生との交流の場を増やす工夫をする必要がある。 大学のホームページやSNSなどの拡大・充実による広報の情報発信の強化が必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】
学校教育法施行規則	
第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。	本学ウェブページ 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/】 一 基本理念、教育目標 二 ホームページ 三 教員名簿、教員紹介 四 入試情報、就職・キャリア支援 五 カリキュラムマップ 六 4年間の学び 七 学生生活 八 学納金・給付金制度 九 上記四及び六に同じ 静岡県立農林環境専門職大学リポジトリ「アグリフォーレ・レポート」 【https://spua.repo.nii.ac.jp/records/15】 設置計画履行状況報告書【資料B 05】 自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1 内部質保証

1) 内部質保証の全学的な方針

本学の内部質保証は、自己点検・評価委員会を中心に行うものとし、毎年の自己点検・評価結果は大学ホームページ等を通じ、広く社会に公表している。

2) 内部質保証体制

学則第4章－第15条に基づき「自己点検評価委員会」を設置して、静岡県立農林環境専門職大学自己点検評価委員会規程にて詳細を定めている。また、静岡県立農林環境専門職大学自己点検・評価規程を定め、自己点検・評価に関し必要な事項を定めている。

令和6年度の分野別認証評価及び毎年の自己点検・評価への対応に向けて、これまで運用上の設置に留まっていた副委員長職を委員会規程に明記し、併せて生産環境経営学部の教員のうちから評議員が選定する者を2人から3人に増員することで、体制強化を図った。

また、自己点検・評価委員会内に「分野別認証評価ワーキンググループ」を設置し、令和6年度の分野別認証評価への対応に当たった。

3) 内部質保証システムの運用実態

令和6年度は計4回（令和6年4月9日（書面）、令和6年4月24日、令和6年5月15日、令和6年10月21日）の委員会を開催した。分野別認証評価は、学校教育法第109条第3項ただし書の代替措置により実施することを昨年度中に決定済であったことから、第1回委員会においてその外部評価委員候補者の選定及び承認を行った。

第2回は、昨年度同様、中間報告としてまとめた令和5年度点検評価ポートフォリオについて委員全員でチェックを行い、意見を収集した。第3回において、令和5年度点検評価ポートフォリオ（中間報告）に対する意見の確認を行い、令和5年度のポートフォリオを完成させている。

第4回では、分野別認証評価実地調査当日の対応について審議した。また、令和8年度に実施予定である機関別認証評価における受審機関を公益財団法人大学基準協会とすることで決定した。分野別認証評価に関しては、自己点検評価委員会内に配置された「分野別認証評価ワーキンググループ」が中心となって準備を進め、評価基準や評価の手引きの作成を行った。第1回自己点検評価委員会にて選定を行った外部評価委員5名については、令和6年8月5日に第1回外部評価委員会を開催し、顔合わせを行うとともに今後の評価のスケジュールや評価基準等について確認を行った。大学からは評価報告書を8月末に各委員あて提出し、書面調査により質問等のやりとりを行った。令和6年11月6日には実地調査を実施し、4名が来学し、学内の教育研究環境等の視察や教員・学生との面談を実施した。その後、外部評価委員会からは令和7年2月18日に評価報告書が提出されている。

2 大学運営

1) 教員と事務職員等の連携及び協働

「FD・SD委員会」においては、教員と事務職員が協力して教育研究活動等の改善を図るための取り組みを実施している。令和6年度は、委員会を計6回（令和6年4月2日、5月28日、6月26日、8月28日、10月23日、令和7年2月19日）開催した。

協議の内容は、FD・SD研修会、授業評価アンケート結果の検討及び教員からの回答、優秀教員表彰者の選出、教員間の授業参観などである。

2) 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(ア) 授業評価アンケートの実施と改善方法

学修成果の把握及び教育課程の改善のため、FD・SD委員会において授業評価アンケートを実施し、改善に向けた活動を実施した。

「何を教えたのか」ではなく、「何を学び身に着けたのか」という学修者の目線に立ち、教育の質を高める努力を継続して実施する必要がある。教学マネジメントの指針に沿って、学生の授業評価アンケートを実施し、教員・学生にフィードバックすることで教育の改善に資することを目的としている。令和6年度においても春期、夏期、秋期、冬期(通年を含む)の4期に分けて、1年生55科目、2年生40科目全科目について学生による授業アンケートを実施した。回答率には15から100%とばらつきがあり、春夏期平均75%に比べると秋冬期平均58%と後半になるほど回答率が下がる傾向にある。

アンケートの結果については各教員にフィードバックし、今後の授業改善に役立てることとした。さらに学生からの様々な意見に対する各授業担当教員のコメントを記述し、夏期と冬期の終わりに全学生にフィードバックしている。

「この授業で、新たな知識や技能、考え方などを身に着けることが出来ましたか」の問いに対し、1年生では4.1から5.0ポイント、2年生では4.0から5.0ポイントに分布している。また、「授業の内容や方法について、総合的に見てこの授業に満足していますか」の問いに対しては、1年生では3.8から5.0ポイント、2年生では3.8から5.0ポイントに分布している。

身に着けた実感では全科目が4.0ポイント以上であり、満足度では一部の科目で4.0を割っているものの著しく評価が低いものは見られなかった。相対的には授業の満足度は安定してきており、今後も継続した取組が必要である。

(イ) 大学評価アンケートの実施と改善方法

令和6年度についても、年度終盤にカリキュラム編成等における学生評価アンケートを実施した。

実施方法として、大学全体を俯瞰し、継続的に改善していく共通認識のもと、昨年度と同じ内容の学生アンケートを実施した。学生への回答依頼については、学内ポータル上に無記名の「学校評価アンケート」を掲載し、より良い大学作りのための材料とする旨の説明を加えて、アンケートへの回答を促した。設問は、カリキュラム等の教務に関するものが7問、学生生活に関するものが12

問の合計19問とし、学生の負担を最小限にするよう配慮した。また、すべての設問に自由記載欄も設けた。回答率は、1年生で61.3%、2年生で47.0%であった。

評価の概要は下記のとおりであった。

- ・授業・学修全般の満足度は、1年生で89.8%、2年生で70.2%が満足度を感じていた。
- ・授業・学修の成果を感じるかの問いに対し、1年生では93.9%、2年生では87.2%が「それなり」以上の成果を感じていた。
- ・カリキュラム編成に対しては、1年生では81.6%が適正と考えているが、2年生では63.8%と低くなっており、2年次のカリキュラム編成に対する変更の要望が強い。
- ・講義科目での満足度では、1年生は63.3%、2年生では55.3%が「やや満足」以上であり、2年生の満足度が低調である。
- ・実習科目での満足度では、1年生は79.6%、2年生では76.6%が「やや満足」以上であり、講義科目に比較して高い傾向にある。
- ・新入生セミナー、ホームルームの満足度では、1年生は38.8%、2年生では36.2%と低調ではあるが、「どちらともいえない」が1年生は49.0%、2年生は44.7%であり、満足とはいえないものの必要性はある程度理解されているといえる。

3) 研修の機会等

FD・SD委員会がFD・SD合同の研修として、令和6年度の第1回は4月2日に学長講話を、2回目は9月30日に「障害学生支援について」と題して、静岡大学学生支援センター障害学生支援部門准教授 生川友恒先生による合理的配慮と教育的支援の考え方についての講演及び教職員によるグループワークを実施した。

事務職員19名のうち18名（うちオンライン参加1名）、短大教員21名のうち18名（うちオンライン参加2名）、大学教員24名のうち21名の計57名が参加した。なお、参加できなかった者については、1か月程度録画の公開期間を設けて、視聴を促した。

また、学生による授業評価アンケートを春期、夏期、秋期、冬期の終了時に、1年生55科目、2年生40科目の全科目を対象に実施し、授業改善の資料とした。

4) 学修成果

(ア) 学修成果の可視化のための評価項目の設定

令和4年度の自己点検評価委員会で、決定した「学修成果の可視化のための学内評価計画」（下表）について、令和2～6年度の学修成果をとりまとめている（別添資料参照）。

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部
学修成果の可視化のための学内評価計画

区分	入学前・入学直後 (アドミッション・ポリシー)		在学中 (カリキュラム・ポリシー)		卒業時 (ディプロマ・ポリシー)	
	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)	項目	担当委員会(事務局)
短期大学	入学試験	入試(学生課)	GPA評価	教務(教務課)	GPA評価	教務(教務課)
	新入生アンケート	学生(学生課)	修得単位数	教務(教務課)	大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)
			成績分布	教務(教務課)	学位授与数	教務(教務課)
			授業評価アンケート(各期末)	FDSD(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
			大学評価アンケート(3月)	学生・FDSD(学生課・教務課)	就職率・自家就農率	キャリアサポート(学生課)
			留年率・退学率・休学率・進学率	学生(学生課)	卒業生調査(卒業7年後) ¹⁾	キャリアサポート(学生課)
			教育課程連携協議会	教務(教務課)		
コース・ 実習専攻			GPA評価	教務(教務課)	就職率・自家就農率	学生(学生課)
			修得単位数 ²⁾	教務(教務課)	プロジェクト研究	プロ研・後期担任(教務課)
			授業評価アンケート(各期末) ³⁾	FDSD(教務課)	ルーブリック評価 ⁵⁾	後期担任(教務課)
			ルーブリック評価 ⁴⁾	後期担任(教務課)	資格取得	キャリアサポート(学生課)
授業科目	農林業基礎科目の 成績評価(春期) ⁶⁾	担当教員(教務課)	成績評価	担当教員(教務課)	—	
			ルーブリック評価 ⁷⁾	担当教員(教務課)		
			出席状況	担当教員(教務課)		
			授業評価アンケート(各期末)	担当教員・FDSD(教務課)		

- 1) 卒業後の学生調査(就農状況等)を実施 2) 学生の取得単位を後期担任(コース専攻担任)も共有化 3) 各期の授業評価を後期担任も共有
4) コース専攻別ルーブリックを教員学生で共有 5) コース専攻別ルーブリックで学生の自己評価を共有
6) 農林業基礎科目(農学概論、農林業のための科学)の成績評価を前期担任も共有 7) 各講義でルーブリック評価を実施する

(イ) 資格の取得

令和6年度卒業生が在学中に取得した資格は以下のとおりであり、取得数は前年度より増加した。大型特殊免許(農耕車限定)73名、刈払い機講習75名、茶手もみ師補10名、チェーンソー取り扱い資格10名、大型限定解除6名、牽引5名、家畜人工授精師5名、ドローン5名、フォークリフト免許43名、小型車両系建設機械運転特別教育修了者15名、毒物劇物10名、危険物乙4類1名、農業技術検定2級合格者3名、3級1名。

5) 服務・コンプライアンス

学則第4章第15条に基づき倫理委員会を設置し、静岡県立農林環境専門職大学等倫理委員会規程により詳細を定めている。また、教員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、教員の自律性及び倫理性の維持・向上と職務の執行の公正さに対する県民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保するため、静岡県立農林環境専門職大学等教員倫理規程及び利害関係者等について定義した内規を定めている。

令和7年2月18日の第1回委員会では、本学の倫理保持に係る規程や委員会の役割等について改めて確認し、理解を深めた。

また、令和7年度に向けて、教員への啓発をどのようにするかについて協議し、年度の早い時期に「倫理委員会からのお知らせ(保存版)」として、倫理関係の注意事項等をまとめたものを、全教職員に対しメールで送信することを申し合わせた。

なお、10月はコンプライアンス推進月間（今年度のテーマは「Let'sコンプライアンス～組織で防ごう 不適正事務～」）として、県の人事課が行うコンプライアンス検定を教職員全員が受検し、静岡県職員としてのコンプライアンスに関する理解度を上げた。

ハラスメント対策については、防止及び対策を適切に実施するための機関として、ハラスメント防止対策委員会を設置し、「静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程」により詳細を定めている。

令和6年度は、令和7年2月18日に第1回委員会を開催し、文部科学省からの通知を踏まえ、本学のハラスメント防止に係る規程の確認を行った。また学内で発生したハラスメント事案については、関係者にかかわらず、本委員会で対応することとする方針が承認された。令和7年1月30日には関係職員が、ふじのくに地域・大学コンソーシアム主催の「ハラスメントを起こさない、起こさせない～快適な職場づくりのために自分ができることを考える～」に参加し、ハラスメント防止に対する意識を高めた。

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・自己点検評価書の中で「改善を要する点」として指摘された事項について、各委員会で検討し、毎年改善がされている。 ・分野別認証評価について外部評価委員会を設置し、「自己点検・評価報告書」を外部評価委員へ提出し、大学・短大の実地調査を受検し評価を受けた。 ・大学の様々なデータについては、「学修成果の可視化のための学内評価一覧」として、実績データを整理したことで、学修の成果がとても分かりやすくなった。引き続き実績を記録していくことで、様々な分析に活用できると期待される。
改善を要する点	・将来を見越して必要性の低い科目と今後重要になる科目の選択をする等、その方向性を委員会等で議論する体制になっていないことから、教務委員会を中心に継続的にカリキュラムの改善について議論する体制を整え、実施する必要がある。 ・分野別認証評価の評価項目について、各委員会を中心に改善等の対応をする。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
学校教育法	
第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 ⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 ⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学則第15条（委員会）【資料A 01-03-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検・評価規程【資料A 02-03-2】 自己点検評価報告書 【https://shizuoka-norin-u.ac.jp/overview/assessment/】
学校教育法施行規則	
第百五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部入試委員会規程【資料A 03-07-2】
第百六十六条 大学は、学校教育法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部自己点検評価委員会規程【資料A 03-01-2】
専門職短期大学設置基準	
（組織的な研修等） 第三十三条 専門職短期大学は、当該専門職短期大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 専門職短期大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該専門職短期大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 専門職短期大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程【資料A 03-03-2】 令和4年度大学設置基準等の改正について（概要）【資料C 06】
法例外の関係事項	
学修成果 学生の学修成果を適切に把握する取組みを行っているか。 サービス・コンプライアンス サービス規律の遵守や倫理性の維持向上に資する取り組みやハラスメント対策を行っているか。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教務委員会規程【資料A 03-11-2】 R6短大の春夏期科目の授業評価結果と教員コメント【資料C 07】 R6短大の秋冬期科目の授業評価結果と教員コメント【資料C 08】 令和6年度 学生による授業評価の推

	移 (R2～6年度の比較)短期大学部 【資料C 09】 学生アンケートの教務関係に関する記 述意見の抜粋(短期大学部)【資料C 10】 令和6年度 学生アンケート(教育関 係抜粋) (R2, 3, 4, 5, 6年度の比較) 短 期大学部【資料C 11】 静岡県立農林環境専門職大学等倫理委 員会規程【資料A 03-02】 静岡県立農林環境専門職大学等教員 倫理規程【資料A 02-05】 本学の倫理体系図【資料C 12】 静岡県立農林環境専門職大学等におけ るハラスメントの防止等に関する規程 【資料A 05-01】
--	--

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 予算の確保

本学は静岡県を設置者とする直営の県立大学であることから、予算編成は県全体としての予算編成の中に組み込まれており、県の財政担当課から示される予算編成方針等に基づき予算を編成している。県全体の緊縮財政の流れの中で、厳しい財政運営を強いられているものの、教育研究環境の整備に向けて、必要な経費の確保に努めている。

予算執行は、県の条例、規則に基づき事務処理を行い、会計部門による検査・指導や県監査委員会事務局による監査を受けながら、適正な予算執行に努めている。

そのような中で、受託研究、共同研究などの外部競争資金の獲得を図っており、教育研究の財政的基盤を支えている。

2) 収入の状況

本学は法人化されていない公立大学であり、これら校地・校舎、図書・設備等は、全て静岡県の公有財産となっている。また、大学の会計は地方自治法の規定に基づく公会計によって、静岡県の一般会計に位置付けられている。

主な歳入である入学料、授業料等の自主財源と、運営に係る歳出の差額は全額静岡県一般財源から措置をされ、収支は常に均衡しており大学としての債務はない。

3) 予算の推移

歳入予算に関しては、開学以来、学年進行に伴う学生数の増加により授業料収入が増加していたが、令和5年度に完成年度を迎えたことから、令和6年度は前年度並みとなっている。

歳出予算に関しては、大規模な施設整備が令和5年度で完了したことから、施設整備費が減額となっている。また、開学から5年となり外部機関等からの受託研究や共同研究の件数も増加していることから、受託研究費予算が増加している。

過去2年の予算の概況（大学と共通）

【歳入】

（単位：千円）

費目	令和5年度	令和6年度
入学料	15,317	15,317
授業料	72,972	72,972
その他	87,357	216,761
一般財源	1,042,155	873,859
歳入合計	1,217,801	1,178,909

【歳出】

(単位：千円)

費目	令和5年度	令和6年度
教育経費	43,502	49,597
研究支援費	22,323	19,900
事務局経費	305,689	426,626
学生経費	40,486	43,852
受託研究費	30,106	31,199
人件費	614,995	607,735
小計	1,057,101	1,178,909
施設整備費	160,700	0
歳出合計	1,217,801	1,178,909

4) 外部資金の獲得

国や独立行政法人等の公募競争型資金の活用や企業等からの研究の受託等により、専門職大学が行う教育研究の加速化を図り、複雑化する地域産業の課題解決や技術開発の要望に的確に応えていくために、予算を確保している。

研究推進委員会において、外部資金に向けた研修会を行うとともに、地元企業及び行政と連携強化を図り、外部資金の確保に取り組んでいる。また、募集案内を各教員に周知している。

過去2年の予算の概況（大学と共通）

区 分	令和5年度	令和6年度
当初予算（千円）	30,106	31,199
決 算（千円）	10,047	6,071

公募競争的資金や受託研究等の獲得状況（大学と共通）

	令和5年度	令和6年度
獲得件数（件）	16	15
獲得額（千円）	9,544	9,868

科研費応募状況（大学と共通）

	令和5年度	令和6年度
応募件数（件）	2	5
採択件数（件）	0	0

☒ 以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。	
優れた点	特になし。
改善を要する点	特になし。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
専門職短期大学設置基準 （教育研究環境の整備） 第五十条 専門職短期大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) ICT環境の整備

本学では、ICT環境の整備と改善を図るため図書・情報ネットワーク委員会内に情報ネットワーク部会を設置し、管理運用に取り組んでいる。

開学時に構築した教育情報システムの保守ライセンスが令和6年度末で保守期限を迎えることから、期限の更新と合わせて、端末・ネットワーク機器の更新やセキュリティの強化、SINET専用回線の導入等を一体的に行う大規模な更改を行うこととし、令和6年10月に請負業者と契約した。令和6年度中に更改を完了し、令和7年度から5年間、機器のリースや運用保守を行う契約となっている。

なお、令和4年7月に本学に落雷があり、C棟Wi-Fi設備の不具合や、一部電源の喪失等の被害があったことを受け、本更改の中では、災害時のデータ損失に備えたサーバーのクラウド化も併せて行うこととしている。

2) 研究活動の促進

本学では、研究水準の向上及び研究活動の質向上と活性化を推進するため研究推進委員会を設置し、活動している。令和6年度は対面での会議を4回、さらに受託研究申請や動物実験申請等、急を要する審議については迅速に対応するため、前年度と同様にメールによる会議として計13回開催した。本年度は、教員研究費・重点研究費の配分、受託研究（3件）・共同研究（2件）・奨学寄附金（1件）や動物実験の申請（6件）の承認、間接経費の用途の検討、研究データポリシーについて協議した。また、科研費の獲得を目的として、科研費申請説明会を開催した。

研究倫理に関しては、全教員を対象に研修会の開催とeラーニングの受講を実施した。また、科学技術振興機構（JST）主催の研究公正シンポジウム（10月31日開催）、日本学術振興会（JSPS）主催の研究倫理セミナー（12月5日開催）、東京大学研究推進部主催の研究インテグリティヒヤリハット事例研修会（令和7年2月21日開催）に参加し、情報の取得に努めた。

地元企業との連携の模索、他の研究機関や大学との研究交流、情報交換については、磐田市未来の農林業連携懇話会（12月25日、本学開催）及び静岡県先進的農業推進協議会（11月28日、静岡大学開催）に参加した。静岡県先進的農業推進協議会では食品加工の取組を本学教員が講演した。また、磐田市未来の農林業連携懇話会主催の未来の農林業セミナーでは、林業の取組として本学教員が講演し、その後も磐田市を通じ企業側の検討事項が研究推進委員会に届き、教員とのマッチングを行った。

3) 学生支援（学修支援、特別な支援、経済的支援）

ア 学修支援

学生の学修状況や進路希望、生活面で支援するために、学生個別面談を実施した。併せて、面談時に学生生活の問題等を聞き取り、快適な学生生活を送れるよう改善を図った。

イ 新入生セミナーの開講と学生担任制の導入

短期大学部の入学初年次において、学修と生活への早期の適応力を身に付けさせるとともに、コース・分野選択に関する指導、キャリア支援、就職活動支援など、学生に対する全般的な指導・支援を行うため、木曜日の1時限目に新入生セミナーを実施した。これを核とした総合的で計画的な支援活動を、学生担任、学生課、教務課と連携して令和6年度は計15回実施した。

学生担任は1年春夏期までの前期担任と、コース・分野分け後（1年秋期）から卒業までの後期担任とし、下記の任務を行った。

- ・学生からの相談に応じ、又はその窓口として指導及び助言に当たること。
- ・本学の運営に関し、必要な事項を学生に周知すること。
- ・学生の意見を聞き、本学の運営に資すること。
- ・学生のコース・実習分野選択における面談・相談・助言・誘導に関すること（前期担任）。
- ・企業実習、就職活動における相談・助言・誘導に関すること（後期担任）。
- ・その他学生生活に関すること。

新入生セミナーは春夏期の出席者は多いものの、秋冬期になると徐々に出席者が減少した。単なる連絡をする機会とするだけでなく、学生が出席して良かったと思えるよう、内容について再検討が必要である。

ウ 生活支援

本学では、学生の大学生活を支援するための学生委員会を設置している（学生委員会規程）。

学生委員会（委員長：学生部長）において、学生の厚生補導等に関する審議を行い、指導を実施した。また、事務局学生課に学生の支援に関する事務を分掌する学生担当を置いており、部活動や自治会活動等、学生の自主的活動を支援している。学生による部活動は、令和7年3月現在、運動系サークルが8団体、文化系サークルが15団体、生産系サークルが4団体の合計27団体が専任教職員を顧問とし、学生委員会の認可を受けて活動している。

令和6年度の大学祭の開催については、学生課の指導の下、学生で組織された大学祭実行委員会による準備・計画、当日の運営が行われた。大学祭は11月17日（日）に盛大に開催され、当日約1300人が来場した。学生、教員を対象にしたアンケートでは、それぞれに概ね好評であったが、改善点等の提案もあったため次年度の課題とした。

エ キャリア形成支援

本学では、学生のキャリア形成支援のための企画・実施、就職情報の収集・提供、就職の斡旋・

依頼、就職活動の支援等をキャリア・サポートセンターで行っている（キャリア・サポートセンター運営委員会規程第2条）。

令和6年度は、キャリア・サポートセンターの運営方針を検討するためのキャリア・サポートセンター運営委員会（以下委員会という）を4回（令和6年4月3日、9月12日、12月24日、令和7年2月21日）開催し、2年間の支援計画を作成した。

キャリア・サポート活動として、1年生に対し進路希望調査を2回（5月、1月）、学生担任と学生課による個人面談を2回（5月、10月）、進路のオリエンテーションを1回、進路セミナーを2回、就活セミナーを2回実施した。その他に希望者を対象として、履歴書個別指導、JA・経済連志望者対策講座、農業実習助手志望者対策講座を実施した。

加えて、キャリア支援の一環として資格支援も実施している。学内を会場として、小型車両系建設機械安全講習、日本農業技術検定、フォークリフト運転講習、産業用ドローンオペレーター技能検定を行った。

また、進路先とのマッチング支援の一環として、長期休業を活用したインターンシップへの参加は、学生個々の希望に基づいて受入先を斡旋し、推進した。

今年度は、短期大学部34名が、24社の受入先でインターンシップを行った（表1）。

表1 インターンシップ実施件数

受入先		受入先数	参加人数
農業法人	野菜	5	5
	花き	0	0
	果樹	0	0
	茶	0	0
	畜産	2	2
	林業	0	0
農林業関連企業		6	6
JA、森林組合		10	20
公務員、その他企業		1	1
計		24	34

さらに、令和7年3月3日には、農業法人等の企業116社を招いて雇用就農等合同説明会を実施した。短期大学部学生75名が参加し、採用担当者から直接説明を聞くことで相互理解を深めた。

この説明会をきっかけに学生の就職活動が活発化し、最終的に72%にあたる71名が農業関係の職場に就職した（表2）。

学生アンケートの結果、キャリア・サポートの内容やスケジュール感は、概ね十分と評価されたが、県外への就職を希望する学生へのサポートが不十分とのアンケート回答もあったことから、今後、県外企業の採用情報等の拡充を検討する必要がある。

表2 令和6年度専門職短期大学卒業生進路状況

	人数(名)	卒業者に占める割合(%)
卒業者	99	
就職者	89	89.9
うち就農林者(自営、農林業法人)	24	24.2
うち農林関係企業・団体・公務員等	47	47.5
うち一般企業	18	18.2
進学者等	2	2.0
海外農業研修	3	3.0
未定	5	5.1

オ 経済的支援

本学では、経済的理由により授業料等の納付が困難と認められる者、その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等を減免し、分割して納付させ、又はその納付を猶予することができると、静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例第15条(授業料等の減免等)に規定している。また、学生委員会では、学生の奨学支援及び奨学金に関する事項を取り扱っている。さらに、学生のアルバイトは、大学あてに求人があった場合に、アルバイトとして適切かどうかを学生課で確認の上、学内掲示板に掲示して紹介している。

令和6年度の支援措置及びその利用状況は、次のとおりである。

表3 給付型支援措置(文科省 高等教育の就学支援制度)

		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	支出負担
授業料・入学金免除		満額	2/3の額	1/3の額	1/4の額	県
給付型 奨学金	自宅通学	29,200円	19,500円	9,800円	7,300円	日本学生 支援機構
	自宅外通	66,700円	44,500円	22,300円	16,700円	

表4 利用状況(人)

	就学支援利用者					学校独自減
	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分	計	
短期大学部	11	4	5	4	24	0

給付型支援措置(農水省 新規就農者育成総合対策(就農準備資金))

次世代を担う農業者となる強い意欲のある青年(原則50歳未満)に対し、就農前の研修期間中(最長2年)に年間150万円が交付される制度で、専門職大学短期大学部は、県の研修機関として認定さ

れている(令和2年度認定)。

表5 利用状況(人)

	1年生	2年生
短期大学部	0名	2名

表6 貸与型支援措置(日本学生支援機構)

奨学金種	利息	通学	貸与金額	主な申請要件
第一種	なし	自宅	20,000円、30,000円、45,000円	進学前の設定平均値が3.5以上または在籍学科の上位1/3以上
		自宅外	20,000円、30,000円、40,000円、51,000円	
第二種	あり		20,000円～120,000円 ※1万円単位で選択	出身学校または在籍学校での成績が平均水準以上

表7 利用状況(人)

	第一種奨学金	第二種奨学金
短期大学部	21	9

カ 厚生補導支援

令和5年度から、静岡県立農林環境専門職大学等障害学生支援委員会として、精神障害、身体障害、発達障害、後遺症を伴う傷害を持つ学生及び入学志願者を対象に支援活動を開始した。入試前の「事前相談」、入学時の「健康調査票」や入学後の「随時の健康相談」が入口になり、基本的に、障害者手帳等所持、医師の診断書、高校・中学までの配慮履歴、学校内外の専門家の意見等の配慮すべき根拠のある学生が対象となる。相談窓口は、保健師、スクールカウンセラー、教員の他、主だった事務系職員となっており、必要とする支援内容に応じて気軽に相談できる体制になっている。令和6年度は、6名6件の配慮申請に対応し、講義・実習時において担当教員の同意の下で円滑に支援された。本年度も聞取り項目を工夫した入学時健康調査票に基づく保健師とスクールカウンセラーの聞取りの有効性が確認された。なお、この支援要請は自己申告を原則としているため、支援要請する自己判断ができない場合は、細かい配慮に至らないという欠点がある。一方、相談に訪れた学生や支援を受けた学生からは支援制度の存在を歓迎するポジティブな意見が多く寄せられた。

ハラスメント事案では、事務局長とハラスメント防止対策委員会が連携し、学生間事案では学生委員会、学生間以外の事案では事務局長が審議し、学長に報告の上、学長の指示により必要な措置を取る事になっている。令和6年度の該当事例はなかった。

健康相談のうち、身体の不調や健康管理に関する相談や指導・支援は、保健医務室で対応している。嘱託職員1名を配置し、週3日在室するきめ細やかな対応の取れる体制を整備しており、令和

6年度の利用状況は下記のとおりとなっている。

表8 保険医務室年間利用状況（令和7年3月まで・延べ数）

利用設備	保険医務室	救急箱	休養ベッド
利用者数	125 人 (うち保健師在室時 117 人)	15 人	9 人

学生のメンタルヘルス対策としては、スクールカウンセラーを設置して対応している。カウンセラーは1名を配置し、週2日の相談日を設けている。令和6年度の利用状況は下記のとおりとなっている。

表9 スクールカウンセラー 対応状況（令和7年3月まで・延べ人数）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
相談 件数	5人	8人	10人	9人	4人	3人	8人	8人	10人	8人	10人	7人	90人

また、1年生を対象とした新入生セミナーの時間に4月25日はカウンセラー、5月16日には、保健師による講話を行うとともに、カウンセリングをカウンセラーと保健師で随時実施している。

キ 学生表彰規程の整備

学生表彰規程に基づき、成績優秀者4名（綜合成績優秀者3名、プロジェクト研究発表最優秀者1名）、在学中最多資格取得者1名の、合わせて5名を表彰した。

ク 学生指導に関する内規の改定

令和3年度に「懲戒処分に至らない学生の違反点数化指導」を制定したが、本年度は短期大学部で指導対象者がいなかった。

4) 社会連携・社会貢献

本学では、公開講座の企画及び運営等を企画広報委員会が行っている（企画広報委員会規程）。

令和6年度は、企画広報委員会を6回（4月3日、5月20日、6月11日、7月10日、10月22日、3月11日）開催し、農業者・県民向けの公開講座や各種広報活動の推進に関して検討を行った。本委員会では、県民向け公開講座の総称を「アグリフォーレ公開講座」と銘打ち、「アグリ実践講座」と「アグリビジネス講座」を企画し、受講生を募集した。

「アグリ実践講座」は、新規就農者に向けた、作物栽培の実技を伴う7回の講座で、8月20日、8月27日、9月10日、9月24日、10月15日、10月29日、11月12日に行い9名が参加し、午前の講義、午後の実習を行った。「アグリビジネス講座」は、新たな事業展開を目指す農業者に向けた講座」の6回の講座を開講し、8月8日、8月29日、9月5日、9月12日、9月19日、10月3日に行い、6名の参加があり、受講者からの評価は高かった。

本年度は新たに「アグリフォーレ農業セミナー」を企画し、「スマート農業技術導入の展望と経営改善」をテーマにファーム・マネジメント・サポート代表 梅本雅氏と本学の金岡正樹教授を講師に令和7年1月24日に本学視聴覚室において開催し、74名の参加があった。

「はじめての農業講座」は包括連携協定を提携しているJA遠州中央と行った講座で、大学3年生3名を講師に小学生～80歳代までの一般人23人を対象にプランターを利用した野菜づくりの講義と実践を9月29日に行った。受講生からの評価は高く、次の講座として花き、果樹、加工など幅広い要望の声があがった。

さらに、本学の機械研修場（掛川市）において農業機械研修計画に基づき、農業者向けに、農業機械の効率的かつ安全な利用に関し、高度な知識・技能を備えた担い手を養成するための研修を12回実施した。

また、令和6年度は開学5周年ということで、クラウドファンディングでの寄付金により、開学5周年記念講演会を12月10日に磐田市内で開催した。YouTubeによるライブ配信も行われ、県内関係団体、教育機関等から、オンラインも含め、約100名の方に御参加いただいた。来賓祝辞、学長挨拶、大学紹介に続き、磐田市長の草地博昭氏、（株）Happy Qualityの宮地誠氏、本学生産環境経営学部の遠志保准教授による記念講演を行った。

5) 国際交流

本学では国際感覚を身に着けた農林業経営者の育成を目指しており、令和6年度は海外農林業事情の講義でオーストラリアに短大7名、四大4名、教師2名が参加した。また教員は海外大学等との共同研究の実施等により国際交流を推進することとしている。令和6年7月1日～8日には、ボゴール農科大学(IPB)より研修生2名を迎えた。授業及び寮生活を体験してもらい、学生との交流機会も作ることができた。

6) 本学ビジョンと戦略の策定

専門職大学である本学の特殊な状況を踏まえ、県立の専門職大学（四大、短大併せた）のビジョンとして将来構想策定部会において作成したAgrifore Mind 2030案をベースに、令和5年度末にAgrifore Vision 2030を策定した。ビジョンは学長が社会に向けて発信するものであり、本ビジョンも学長指導の下で大学の目指す姿や方向性を示すための将来ビジョンとして策定している。令和6年度は4月3日に部会を開催し、これまでの経緯を確認した上で策定されたAgrifore Vision 2030の外部発信に向けての校正作業を行い、年度内に外部発信を行う予定で進めている。

7) 新型コロナウイルス感染症への対応

令和5年5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に移行したことを受け、新型コロナウイルス感染症対策委員会を感染症対策委員会へ改称し、学内で感染者が発生した場合には、季節性インフルエンザに準じた取扱いとすることが昨年決定し、今後は、学内で新型コロナウイルス感染症を初めとする各種感染症の蔓延が疑われるなど、学長が必要と認めるときは、感染症対策委員会を開催のうえ、遠隔授業の実施や休講等の対応方針を決定し、評議員及び教職員に周知することになった。

令和6年度は、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザともに罹る学生はいたが、流行までには至らず、感染症対策委員会は開催されなかった。

学生の健康管理においては、発熱等、感染が疑われる症状が確認された場合は、学生寮においては隔離部屋への移動と自宅療養を徹底し、感染拡大を防止した。陽性が判明した学生へは医師の指示する期間、出席停止の措置を行った。学生に感染症の感染拡大の兆候が表れた場合には、日常生活における指導として、マスク着用、手洗い、手指消毒の徹底、3密の回避等の注意喚起を呼びかけた。



以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。

優れた点	・学生委員会、キャリア・サポート委員会、学生担任による適切な学生支援等を実施している。 ・社会貢献として県民や農業者向けに講演だけでなく実技を含めた公開講座を開催した。 ・ハラスメント並びに学生指導対象となる事項はなかった。 ・開学5周年記念講演会をクラウドファンディングでの寄附金により開催し、約100名の参加があった。これまでの支援に対する感謝を伝えるとともに、大学の更なる知名度向上と幅広い業界との関係構築にもつながった。 ・IPBからの派遣学生受け入れのために国際交流タスクフォースを立ち上げたことにより、今後の国際交流事業に対応できる体制が整えられた。
改善を要する点	・新入生セミナーについては、内容を精査し、学生の満足度が高いものとする。 ・公開講座については次年度の開催に向けて、各講座の対象者と内容を明確にし、予算の裏付けをきちんと整理する必要がある。 ・将来構想策定部会で策定した「Agrifore Vision 2030」では、具体的な内容が記載されていないことから、本学の将来を見据えて、より具体的な計画を策定する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

関係法令等	関連資料（リンク）
I C T環境の整備 教育研究上で必要な I C T環境が整備されている。	静岡県立農林環境専門職大学等図書・情報ネットワーク委員会規程【資料A 03-05】 静岡県立農林環境専門職大学等学内ネットワーク利用規程【資料A 09-04】
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生委員会規程【資料A 03-08-2】 短期大学部 新入生セミナーの実施計画(令和6年度)【資料C 13】 短大学生面談(5月～6月実施)について【資料C 14】
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学短期大学部キャリア・サポートセンター運営委員会規程【資料A 03-09-2】 静岡県立農林環境専門職大学等学生相談室規則【資料A 07-10】 静岡県立農林環境専門職大学等におけるハラスメントの防止等に関する規程【資料A 05-01】 静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学生表彰規程【資料A 07-13-2】 短期大学部 学生表彰に係る成績優秀者の選考について【資料C 15】
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	静岡県立農林環境専門職大学等の授業料等減免等取扱要綱【資料A 07-11】 新規就農者育成総合対策(就農準備資金)について【資料C 16】
国際交流	ボゴール農科大学との覚書締結【資料C 17】
社会連携・社会貢献	静岡県立農林環境専門職大学等企画・広報委員会規程【資料A 03-06】 アグリフォーレ公開講座「農業者向けスキルアップ講座」【資料C 18】 令和6年度 大型機械研修実績【資料C 19】 令和6年度 農業機械研修計画【資料C 20】 令和6年度 農業機械研修開催日【資料C 21】
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	設置認可関係書類（履行状況報告書）【資料B 05-01】
その他	

Ⅱ「基準２ 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

本学では、学則第4章 第16条に基づき教育課程連携協議会を設置している。本協議会は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部教育課程連携協議会規則に則り、本学の教員及び職員に加え、企業や関係団体等から選出された14名の委員によって構成されている。協議会では、「産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設及び教育課程の編成、並びにその実施と評価に関する基本的事項を審議している。

第1回連携協議会は令和6年9月13日に開催した。主要テーマは、「実習について」であり、本学からは栽培コース（野菜、花き、茶、果樹）、畜産コース、林業コースそれぞれの実習の概要及び使用施設の課題について報告した。また、キャンパス内実習施設見学を実施することで、施設の課題を現実的なものとして、全委員に理解してもらうことができた。委員からも指摘された施設改修については、事務局長、学部長、学科長が対応し、学内施設状況調査を実施することとした。また、大学ビジョンの公表及び農業高校の資格取得に係る教育連携の可能性については、教務委員会に対応する内容ではないことから、別途四役会議で検討することとした。

第2回教育課程連携協議会は令和7年3月19日に開催した。主要テーマは、「本学5年間の学修成果、教育課程及び教育方法について」とし、分野別認証評価 自己点検評価報告書より内容を抜粋して報告した。委員からの指摘については、分野別認証評価での改善指摘事項と重複する内容もあり、教務委員会でも検討して、今後の教育課程の改善につなげることにした。

また、学則第15条に基づきFD・SD委員会を設置している。本委員会は、静岡県立農林環境専門職大学短期大学部FD・SD委員会規程に則り、学科長(教務委員長)、短期大学部の教員3人、及び総務企画課長、教務課長等事務職員で構成されている。FD・SD委員会では、別記の授業評価アンケートの実施の他、以下の3つの事業を実施している。

1つめの事業として、FD・SD研修会を「障害学生支援について」というテーマで、静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒氏を講師として招いて実施した。

2つめの事業として、教員表彰規程に基づき学生による授業評価アンケートの結果から算出した得点により、短期大学部教員を2名、学長表彰に推薦し、令和7年5月8日の教授会で学長からの表彰授与を行った。

3つめの事業として、優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るために、教員相互の授業参観を実施した。

2) 自己分析活動の取り組み（目次） ※学習成果に関する分析の取り組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	FD・SD研修会の実施	71
2	教員表彰の実施	73

3	教員相互の授業参観の実施	75
---	--------------	----

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 1)	FD・SD研修会の実施
分析の背景	発達障害等の障害をもって入学する学生も少なからず存在する中で、そのような学生を理解して、教育及びその支援を実施する必要性から実施した。
分析の内容	1) 実施方法 (1) 基調講演 「障害学生支援について」 静岡大学学生支援センター障害学生支援部門 准教授 生川友恒氏 (2) 出席者 短大教員18名 (うちオンライン参加2名) 大学教員21名 事務職員18名 (うちオンライン参加1名) 計57名 2) 講演内容 1. 社会モデルによる障害と合理的配慮の考え方 2. 発達障害特性のある学生への対応 3. 合理的配慮と教育的配慮 (支援・サービス) 4. 文科省検討報告会 (第3次まとめ) を読み解く 5. 合理的配慮を考えるうえでの事例 3) グループワーク課題 テーマ1 : ASDの学生について、臨地実務実習先への説明としてどのような手順でどのような配慮を求めていることが適切か。就職支援として、指導教員とキャリアサポートセンターがどのように連携できると理想的なのか。 テーマ2 : ADHDの学生について、1年次後期以降の就学に向けて、学内で有機的な支援に結び付けるために指導教員としてどのような対応や調整が考えられるか。 3) グループワーク検討結果 テーマ1 【実習先関連】 ・企業との過去のつながりを活用 ・農福連携を行っている理解度の高い実習先の確保 ・線と面対応により、事例を増やす など 【大学・短期大学・教職員サイド】 ・キャリアサポートの大学の仕組みの周知と理解対応 ・担当教職員負担軽減のための大学体制の整え ・学生と保護者サイドとの情報共有と寄り添い方 など

	テーマ 2 ・当該学生以外の協力体制 ・保護者の理解促進のための情報提供 ・カウンセラーへのつなぎや外部チューターの協力 など
自己評価	教員及び職員が抱える課題を抽出した後に改善策を検討しており、建設的な議論ができたと考えられる。
関連資料	

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 2)	教員表彰の実施
分析の背景	教育実践に顕著な成果をあげた教員に対して、その功績を表彰することにより、専門職大学の教員の意欲向上と学校教育の活性化を図ることを目的として、静岡県立農林環境専門職大学等優秀教員賞を実施する。
分析の内容	1) 実施方法 優秀教員賞は、表彰される年度当初において、専門職大学の教員として在職し、当該年度の教育活動の実績が次の各号のいずれかに該当する者のうちから、若干名に授与する。 (1) 授業において、卓越した指導力で教育効果の高い授業を実践した者 (2) 教育方法の工夫又は改善に取り組み、顕著な教育成果をあげた者 (3) その他優秀教員賞にふさわしいと認められる者 前年度までは、優れた教員名を記述する学生アンケートにより、最多得票を得た教員を選出していたが、授業内容や教育方法についての評価を重視していくべきとの意見がFD・SD委員会内で出たことを踏まえて、次の方法にて選出することとした。 【選出方法】 学生による授業評価アンケートの結果から回答率が6割未満のものは除外して、座学と実習の科目区分は行わず、評価ポイント（回答平均）の合計点が高い科目を担当する教員（オムニバスの場合、全員）を表彰する。設問6は、他の項目と異なり「好ましい回答」が5段階評価の中間値（3）となっているため除外する。 なお、合計点が同一（小数点第2位まで計算）の場合は、両者を表彰する。 2) 選出教員 短期大学部では、三井教授及び鶴飼准教授が最高点を得たことから、記述意見等を参考にFD・SD委員長の横田学科長が学長に推薦した。評価点については下記のとおりである。 三井教授 ・木材加工演習（冬期）において、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。 ・木材加工という生産と消費を結ぶ段階の授業をわかりやすく実践した。 ・自分たちが加工した作品を評価し、工夫や改善につなげさせることで、学生の応用力の向上にも努めた。

	鵜飼准教授 ・演習林実習Ⅰ（後期）において、学生からの授業評価アンケートでも極めて高い評価を受けた。 ・現場に活かせる教育内容であり、基礎学力の底上げにも尽力した。 ・危険が伴う林業の作業環境の中で、特に安全管理を重視した教育を実践した。
自己評価	選考方法を変えて授業内容で評価されるようになったことから、教員にとっての授業改善へのモチベーション向上につながると考えられる。ただし、評価方法については、より適切な選考ができるように改良を検討していく必要がある。
関連資料	

3) 自己分析活動の取り組み

タイトル (No. 3)	教員相互の授業参観の実施
分析の背景	優れた授業を参考にして各教員が自らの授業改善を図るため、教員相互の授業参観を実施し、その内容を共有する。
分析の内容	1) 実施方法 各教員は、参観を希望する授業を担当する教員に直接依頼し、了承を得たうえで参観を実施した。全ての教員には期間中、少なくとも1回の授業参観とその報告書の作成を義務付けた。報告書は、FD・SD委員会においてとりまとめ、2月の教授会で報告した。実施教員数15人(休職教員を除く実施率83%)、実施回数17回であった。 2) 報告書の概要(参考とすべきポイント) 資料作成については、まとまりのよさ、ポイントの明示、写真や図表を多く使用した視覚的な理解などに配慮している授業が高い評価を受けているが、一方で資料の内容が充実しすぎていると学生があまりメモを取らないという弊害も指摘されている。この点についての改善方法としては、資料中に空白をつくることで確認して入力させる手法やクイズ形式などの工夫をしている授業が参考になる。 短大生は主体的な学習をする機会が少ないことからグループワークを導入した授業を評価する意見があり、これはコミュニケーション能力を養うためにも貴重である。教員側から学生の理解を深めるための取組としては、復習的な要素としてのミニレポートや小テストなどの活用その他、他の講義や実習との連携(振り返り、補完など)を評価する意見があった。また、学生の集中力を考えて途中休憩を取り入れている授業もあり、これも学生の理解を深めるための間接的な支えになっていると考えられる。
自己評価	教員間で互いに評価しあうことは、授業改善のヒントを得るための有効な方法であるが、今年度は実施率がやや低下したことから、教員への周知徹底を強化したい。
関連資料	

Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

本学では、多彩で高品質な農林産物を生産する本県農林業の基盤である栽培、林業、畜産の各分野の生産を牽引していくことができる実践力と創造力を備え、各分野の生産現場においてリーダーとなる人材であるとともに、自らが農林業を営む農山村の自然環境や景観の保全、伝統・文化の継承などについて学び、農山村の地域社会を支える生産者として、それらを守り育てていくことができる人材の養成を目指している。

本学の行う特色ある教育研究の取組は下記のとおりである。

1) 各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。

2) 先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。

3) 本学の特徴である農林業実習（総合実習、圃場実習、演習林実習）について、「実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学び」に取り組んだ。また、実習作業が円滑に実施できるよう、実習圃場委員会において実習担当教員と関係事項の検討や情報共有を行った。

4) 本学が特に力を入れている企業実習の進め方について、臨地実務実習委員会において細部の検討や情報共有を行い、事前準備・企業実習・事後学習の指導に取り組んだ。

5) 2年次に実施するプロジェクト研究について、取りまとめ方、発表会等について代表教員を中心に検討し、プロジェクト研究発表会・卒業論文の指導を行った。

6) 本学の専門職業人養成のための研究を進めるため、J Aバンク静岡アグリサポートプログラムの補助をいただき、静岡県の研究機関、地域の農林業現場と連携し、研究を行った。

7) 開学5周年記念事業を実施することで、今後向かうべき教育研究の方向性を展望した。

2) 特色ある教育研究の取組み(目次) ※学習成果に関する分析の取組み等を一つ以上記述します。

No.	タイトル	ページ数
1	学修効果を高める授業の取組について	81
2	教員研究の実施	82
3	実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学びについて	84
4	臨地実務実習（企業実習）及び臨地実務実習委員会の活動	86
5	プロジェクト研究への取組指導	88
6	担い手育成支援事業への取組	90
7	開学5周年記念プロジェクト	91
8	韓国農学部で営農創業事業の国外農業実習教育の大学生を受け入れ	92

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	学修効果を高める授業の取組について（動画の活用、ゲストスピーカーの活用、現物・現場の活用）
分析の背景	本学では、少人数教育や実習・演習を重視した教育課程により、生産における実践力や付加価値向上の創造力を養成することをカリキュラムポリシーに掲げている。このことから、各教員は学修効果の高い授業になるよう、工夫して授業を行っており、その実施内容については情報共有を図っている。
分析の内容	1) 動画の活用 ・講義の中で、動画を要所に入れることで、言葉だけでは伝わらない内容を伝えることができる。 ・また、URLなどの情報を残したり、事前に伝えておくことで、予習・復習のツールとしても利用することができる。 ・畜産では、伝染病の感染防止の観点から農場見学が難しいケースが多々あり、それを補う役割も果たしている。 2) ゲストスピーカーの活用 ・学外の研究者・教員だけではなく実践者をゲストスピーカーとして招聘している。 ・実体験の乏しい学生にとっては、教員による理論的な説明に加えて、実践者から実務についての情報を得ることが、理解を深めるのに役立っている。 ・学生にゲストスピーカーへの質問を準備させるなど、やり方によっては事前学習を促進する効果ももたらしている。 3) 現物・現場の活用 ・堆肥や柑橘の現物を講義室に持ち込み、その臭いや味を体感してもらうことにより五感に訴えた理解を促している。 ・農福連携等の取組については、実践する農業現場に出向いて学ぶことで、より深い理解につながっている。ゲストスピーカーとして招聘し、話を聞く以上に実務的な内容を実感することに役立っている。
自己評価	教員自身の教育方法や資料の改善も重要であるが、上記のように取組の幅を広げることで、より効果的に学生の理解を深めることができている。
関連資料	令和6年度 教員研究活動一覧（短期大学部）【資料D 01】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 2)	教員研究の実施				
分析の背景	本学では、栽培、林業、畜産の各分野における生産現場の生産性向上を図るための先端技術を導入する能力をディプロマポリシーに掲げている。教員が先端技術の研究を実施することで、教育の質を高めている。				
分析の内容	本学教員により、下記のとおり研究活動が実施された				
	No	内容	令和4年	令和5年	令和6年
	1	研究論文発表	9名（査読あり19報、 査読なし3報）	7名（査読あり19報、 査読なし3報）	6名（査読あり8報、 査読なし3報）
	2	著書	4名（2冊3報）	3名（3冊5報）	2名（2冊2報）
	3	学会発表	11名（25報）	6名（12報）	11名（18報）
	4	冊子への公表	7名（17報）	5名（14報）	4名（5報）
	5	教員研究	19名（22テーマ）	19名（22テーマ）	19名（19テーマ）
	6	国内外の大学・研究機関・企業との共同研究	7名（11テーマ）	3名（4テーマ）	3名（4テーマ）
	7	国内外の大学・研究機関との学術交流	2名（客員准教授、 客員共同研究員）	2名（客員准教授、 客員共同研究員）	3名（客員准教授、 客員共同研究員）
	8	地域と連携した研究	4名（5テーマ）	5名（5テーマ）	4名（4テーマ）
	9	企業・農業団体・研究機関等からの受託研究	2名（2テーマ）	1名（1テーマ）	1名（1テーマ）
	10	科学研究費補助金への申請	4名（4テーマ）	6名（8テーマ）	6名（9テーマ）
	11	科研費以外の公的競争的外部資金への申請・採択	1グループ（3名）（1テーマ）	1グループ（1名）（1テーマ）	1グループ（1名）（1テーマ）
	12	民間団体の研究助成金の申請・採択	5名（8テーマ）	6名（7テーマ）	3名（4テーマ）
	13	学会賞等の受賞	1名（全国農業共済協会 家畜診療賞）	0名	1名
	14	出願した特許	0件	0件	0件
15	研究成果の報道	3回	3回	4回	
自己評価	本学教員により、多くの研究が実施され、発表が行われた。				

関連資料

令和6年度 教員研究活動一覧（短期大学部）【資料E 01】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 3)	実習を通じた農林業に関する実践的かつ幅広い学びについて																											
分析の背景	本学では、栽培（野菜・花き・茶・果樹）・林業・畜産の各分野の生産を牽引できる実践力と創造力を備えた生産現場のリーダー的生産者の育成をディプロマ・ポリシーとして掲げている。 実践力と創造力を身につけるためには、圃場で実際に作物や土壌、木材や家畜に触れることが重要であることから、実習時間が多いカリキュラムが組まれている。 また、各専門分野における実習が円滑に実施できるように、実習圃場委員会では実習担当教員との情報共有に努めた。																											
分析の内容	1) 1年春期・夏期は総合実習が行われ、全員が野菜・花き・茶・果樹・林業・畜産をローテーションで回り、その時期に行うべき基礎的作業を体験する（下表）。夏期終了時点で、学生の希望を踏まえてコースに分かれ、より高度な実習に移行する。 2) 圃場実習Ⅰは栽培コース（野菜、花き、茶、果樹）、林業コース、畜産コースそれぞれの作業について、より高度で実践的な作業を実施した。 3) 2年春～秋期は、圃場実習Ⅱとしてさらに発展した作業体系を体験する学修に進んでいくことで、生産現場のリーダーに必要な技術と知識を身に付けていく。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">コース・専攻</th><th>品目</th><th>具体的な実習内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">栽培コース</td><td>野菜</td><td>施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）</td><td>播種、育苗、土づくり、施肥設計、施肥、定植、防除（農薬散布、天敵利用）、収穫、出荷調製、販売</td></tr> <tr> <td>花き</td><td>露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）</td><td>播種、さし芽、作付け、栽培管理、収穫調製、施設環境管理（窓・内部被覆管理、短日処理等）</td></tr> <tr> <td>茶</td><td>茶</td><td>摘採、製茶、手もみ茶の製造、茶道茶関連機械メーカーの視察</td></tr> <tr> <td>果樹</td><td>ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピワ</td><td>受粉、摘果、袋掛け、農薬散布、収穫、出荷調製、せん定、接ぎ木、施肥等</td></tr> <tr> <td colspan="2">林業コース</td><td>スギ、ヒノキ、しいたけ</td><td>樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理</td></tr> <tr> <td colspan="2">畜産コース</td><td>大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）</td><td>牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解剖（豚、鶏）</td></tr> </tbody> </table>			コース・専攻		品目	具体的な実習内容	栽培コース	野菜	施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）	播種、育苗、土づくり、施肥設計、施肥、定植、防除（農薬散布、天敵利用）、収穫、出荷調製、販売	花き	露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）	播種、さし芽、作付け、栽培管理、収穫調製、施設環境管理（窓・内部被覆管理、短日処理等）	茶	茶	摘採、製茶、手もみ茶の製造、茶道茶関連機械メーカーの視察	果樹	ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピワ	受粉、摘果、袋掛け、農薬散布、収穫、出荷調製、せん定、接ぎ木、施肥等	林業コース		スギ、ヒノキ、しいたけ	樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理	畜産コース		大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）	牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解剖（豚、鶏）
コース・専攻		品目	具体的な実習内容																									
栽培コース	野菜	施設野菜（メロン、イチゴ、トマト等）、露地野菜（レタス、ホウレンソウ等）	播種、育苗、土づくり、施肥設計、施肥、定植、防除（農薬散布、天敵利用）、収穫、出荷調製、販売																									
	花き	露地切花（アスター、キク）、施設切花（バラ、ガーベラ、カーネーション、トルコギキョウ、キンギョソウ）、露地苗物（サルビア、ニチニチソウ等花苗）、施設鉢物（観葉植物、マーガレット、シクラメン、ポインセチア、コチョウラン等）	播種、さし芽、作付け、栽培管理、収穫調製、施設環境管理（窓・内部被覆管理、短日処理等）																									
	茶	茶	摘採、製茶、手もみ茶の製造、茶道茶関連機械メーカーの視察																									
	果樹	ナシ、キウイフルーツ、ブドウ、ブルーベリー、モモ、カキ、温州ミカン、中晩柑（はるみ、不知火、せとか等）、ピワ	受粉、摘果、袋掛け、農薬散布、収穫、出荷調製、せん定、接ぎ木、施肥等																									
林業コース		スギ、ヒノキ、しいたけ	樹木と木材による樹種同定 森林調査、造林、伐木造材、原木しいたけ栽培、森林情報処理																									
畜産コース		大家畜（肉用牛） 中小家畜（豚・採卵鶏）	牛の飼養管理、特殊管理（哺乳、測尺、去勢、除角等）採卵鶏の飼養管理、集卵、家畜排せつ物処理、酪農・肉牛農場や関連施設（堆肥製造所、食肉処理場等）の現場視察、解剖（豚、鶏）																									

	各コース・専攻別に、それぞれの分野で経験豊かな実務家教員が生産現場に即した実践的な指導を行っている。 また、この圃場実習を円滑に実施し、履修する学生の学修効果を高めるために、全4回の委員会を開催し、以下の内容について具体的に検討した。 第1回：校内販売、圃場管理費、教職員向け大型機械及び刈り払い研修、マイクロバス利用、農薬の適正管理等について検討。 第2回：栽培施設の修繕費、短大1年の実習当番について検討。 第3回：農薬管理マニュアル、農薬の購入方法、校内販売、短大1年の実習当番、教職員向け大型機械、学生作業服業者の選定について検討。 第4回：農薬管理、実習用備品の購入、圃場実習時の公用車使用、農薬棚卸について検討。
自己評価	授業評価アンケートでは、授業内容に満足している学生が約9割であり、コース・専攻に分かれて授業を行うことで、各学生が求める内容について効果的に教育できていると考えられた。多くの時間を実習に費やしていることから、卒業後に生産者になるための技術習得が順調にできていると考えられる。 また、実習圃場委員会については、令和6年度は圃場実習が円滑となるよう情報共有し、学修効果が高まるように努めた。さらに実習担当教員・圃場担当会計年度職員向けの農機具点検整備研修を実施し、実習時の作業安全確保に努めた。 圃場管理農薬使用管理マニュアルの一部を改訂し、管理担当者の役割を明確化した。
関連資料	

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 4)	臨地実務実習委員会の活動、臨地実務実習（企業実習）の実施及び分析																																										
分析の背景	令和6年度春期～秋期に本学4期生が生産者や企業の下で企業実習を実施した。また、臨地実務実習委員会では、企業実習を円滑に実施するため、臨地実務実習要綱（短期大学部）の修正、実習受け入れ先の拡充、学生の希望調査等の事前準備とともに、学生に対する事前・事後学習、報告会の指導を通じて企業実習の学修効果が高まるように努めた。 また、企業実習は本学の中でも特に重要な実習であることから、一部のコースについて企業実習成績評価とその他の実習等の関連性について検討した。																																										
分析の内容	令和6年4月開講の春期企業実習（野菜前期）から、秋期（10、11月）までの栽培、畜産、林業の全コースで企業実習を行った。また、栽培コース・果樹では、学生の実習希望作目の収穫時期に合わせて実習時期を前倒しした。 短期大学部 企業実習実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>コース・専攻</th><th>実習時期</th><th>学生数 (人)</th><th>実習受入 経営体数</th><th>受入企業例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">栽培コース・野菜</td><td>春期（4～5月）</td><td>20</td><td>20</td><td>メロン生産農業法人等</td></tr> <tr> <td>秋期（10～11月）</td><td>20</td><td>20</td><td>イチゴ生産農業法人等</td></tr> <tr> <td>栽培コース・花き</td><td>秋期（10～11月）</td><td>12</td><td>12</td><td>バラ生産農業法人等</td></tr> <tr> <td>栽培コース・茶</td><td>春～夏期（5～6月）</td><td>12</td><td>8</td><td>茶生産農業法人等</td></tr> <tr> <td>栽培コース・果樹</td><td>夏～秋期（10～11月）</td><td>15</td><td>13</td><td>柑橘生産農業法人等</td></tr> <tr> <td>畜産コース</td><td>夏期（6～7月）</td><td>8</td><td>8</td><td>酪農牧場、養鶏場等</td></tr> <tr> <td>林業コース</td><td>秋期（10～11月）</td><td>11</td><td>10</td><td>森林組合、製材企業等</td></tr> </tbody> </table> 企業実習が円滑に実施できるよう、全5回の委員会を開催し、以下の内容について具体的に検討した。 第1回：企業実習（春期）の準備状況の確認。企業実習期間中の自動車使用、専攻以外の企業実習、夏期・秋期の準備状況、社会人向け機械研修について検討。企業実習状況について確認。 第2回：新規受け入れ経営体の追加および依頼状況、果樹コース企業実習の早期実施、企業実習（夏・秋期）の準備状況、実施計画、報告会について検討。 第3回：新規受け入れ経営体の追加および依頼状況、実習先への対応事例、企業実習の実施状況、企業実習報告会について検討。企業実習状況について確認。 第4回：企業実習（秋期）報告会の日程調整、企業実習先新規登録ルールについて検討。企業実習状況について確認。				コース・専攻	実習時期	学生数 (人)	実習受入 経営体数	受入企業例	栽培コース・野菜	春期（4～5月）	20	20	メロン生産農業法人等	秋期（10～11月）	20	20	イチゴ生産農業法人等	栽培コース・花き	秋期（10～11月）	12	12	バラ生産農業法人等	栽培コース・茶	春～夏期（5～6月）	12	8	茶生産農業法人等	栽培コース・果樹	夏～秋期（10～11月）	15	13	柑橘生産農業法人等	畜産コース	夏期（6～7月）	8	8	酪農牧場、養鶏場等	林業コース	秋期（10～11月）	11	10	森林組合、製材企業等
コース・専攻	実習時期	学生数 (人)	実習受入 経営体数	受入企業例																																							
栽培コース・野菜	春期（4～5月）	20	20	メロン生産農業法人等																																							
	秋期（10～11月）	20	20	イチゴ生産農業法人等																																							
栽培コース・花き	秋期（10～11月）	12	12	バラ生産農業法人等																																							
栽培コース・茶	春～夏期（5～6月）	12	8	茶生産農業法人等																																							
栽培コース・果樹	夏～秋期（10～11月）	15	13	柑橘生産農業法人等																																							
畜産コース	夏期（6～7月）	8	8	酪農牧場、養鶏場等																																							
林業コース	秋期（10～11月）	11	10	森林組合、製材企業等																																							

	第5回：R7年企業実習（春、夏期）の準備状況、企業実習受け入れ経営体の追加、各部門の準備状況について検討。 令和6年度も秋期の企業実習が大学3年生と重なるため、受け入れ経営体の情報を大学と共有するようにした。これにより、短期大学部2期生の企業実習を円滑に実施することができた。 本学の企業実習は約2カ月間と長期間であり、実習先とのトラブルが発生するリスクもあることから、企業実習先である経営体の評価および企業実習成績と学生の成績との関連を一部コースで分析した。その結果、企業実習成績および経営体評価はプロジェクト研究発表評価と高い相関がみられた。このことから、経営体から高い評価を得ている学生は、高いプレゼンテーションスキルを持っていることが推測された。
自己評価	令和6年度も秋期の企業実習が大学3年生と重なるため、受け入れ経営体の情報を共有するようにした。これにより、短期大学部2期生の企業実習を円滑に実施することができた。また、果樹専攻の一部学生については収穫作業等を考慮して実習時期を早期化することで、実習内容のさらなる充実を図った。
関連資料	

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 5)	プロジェクト研究への取組指導								
分析の背景	本学では、学修の集大成としての総合科目である「プロジェクト研究」を2年次に実施することから、1年次に学生個々のテーマ設定や教員とのマッチングを実施し、4月からプロジェクト研究が実施された。昨年に引き続き、学科長から指名された5名の代表教員を中心に協議を重ねた。								
分析の内容	4期生へのプロジェクト研究の取組指導は、担当教員と学生とで4月から個別に行われた。5期生のプロジェクト研究については、教員の研究分野を考慮してのマッチングを実施した。 プロジェクト研究の発表会は、A416、A201の2会場、令和7年年2月19日、20日の2日間で実施し、当初予定99名のうち98名が研究発表を行った（体調不良のため林業の1名は後日発表を行った）。発表会の運営（司会、タイムキーパー、照明係、マイク係）は学生が役割分担して行った。研究発表の内容（話し方、スライド、時間、成果の提示、論理性と客観性、質疑応答）について、毎回5名の教員による審査が実施され、うち上位11名について、学科長および代表教員が協議した結果、最優秀賞1名、優秀賞6名が選ばれた。 卒業論文については、提出期限の令和7年2月28日までに99名の対象学生が提出した。 4月4日：履修ガイド・スケジュール・様式の検討。 10月3日：新入生セミナーにてプロジェクト研究の説明（第1回） 10月31日：新入生セミナーにてプロジェクト研究の説明（第2回） 教員専門分野紹介 12月11日：5期生の指導教員の決定 【4期生プロジェクト研究発表会】 <table border="0"> <tr> <td>2月19日：A416 栽培（野菜）27名</td><td>計27名</td></tr> <tr> <td>A201 林業11名、栽培（果樹）16名</td><td>計27名</td></tr> <tr> <td>2月20日：A416 栽培（野菜）13名 栽培（茶）12名</td><td>計25名</td></tr> <tr> <td>A201 栽培（花き）12名、畜産8名</td><td>計20名</td></tr> </table>	2月19日：A416 栽培（野菜）27名	計27名	A201 林業11名、栽培（果樹）16名	計27名	2月20日：A416 栽培（野菜）13名 栽培（茶）12名	計25名	A201 栽培（花き）12名、畜産8名	計20名
2月19日：A416 栽培（野菜）27名	計27名								
A201 林業11名、栽培（果樹）16名	計27名								
2月20日：A416 栽培（野菜）13名 栽培（茶）12名	計25名								
A201 栽培（花き）12名、畜産8名	計20名								
自己評価	プロジェクト研究の実施、発表会、論文の取りまとめについて、ほとんどの学生が計画的に進められた。体調不良で発表会当日発表できなかった者についても、後日対応することができたが、指導学生の状況に対する情報共有をして、学科全体として適切な対応ができるように努めたい。								

関連資料	プロジェクト研究に関する履修ガイド（短期大学部）【資料E 02】 プロジェクト研究ルーブリック評価（短期大学部）【資料E 03】 教員テーマ一覧（短期大学部）【資料E 04】
-------------	--

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 6)	担い手育成支援事業への取組																																																												
分析の背景	将来の農畜産業の担い手の育成や、地域農業の振興・発展及び地域活性化に繋げることを目的とする「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」における担い手育成支援事業が、静岡県信用農業協同組合連合会(支援団体)との協議により継続的に実施されることとなった。併設する農林環境専門職大学と共同で、令和3年度から毎年実施している。																																																												
分析の内容	令和6年度は助成上限の100万円を上回る応募が得られ、教務委員長と研究推進委員長との審査協議によって助成限度額まで絞り込みを行った。その後、支援団体に申請し、下記の課題が採択され、実施された。研究結果については、年度末に本学で開催された成果発表会で報告された。																																																												
	令和6年度 採択課題																																																												
	<table><tr><th>番号</th><th>応募者(学生)</th><th>担当教員</th><th>助成申請額</th><th>研究テーマ</th></tr><tr><td>1</td><td>短大2年</td><td>山家</td><td>100,000</td><td>光触媒と1-MCPを利用したイチジク果実の鮮度保持技術の開発</td></tr><tr><td>2</td><td>大学3年</td><td>太田</td><td>94,220</td><td>地域における共同的な農福連携(作業受委託)の提案</td></tr><tr><td>3</td><td>短大2年</td><td>横田</td><td>90,780</td><td>先進的な取り組みの導入による茶業経営体の安定化に関する研究</td></tr><tr><td>4</td><td>短大2年 他5名</td><td>吉村</td><td>95,000</td><td>学校教育における茶育に関する研究</td></tr><tr><td>5</td><td>短大2年</td><td>杉山(泰)</td><td>90,000</td><td>ウンシュウミカンの北部地域における経済栽培の可能性調査</td></tr><tr><td>6</td><td>大学4年</td><td>鎌田</td><td>85,000</td><td>特産品の知名度向上とブランド化に関わる調査研究～森町の甘々娘と次郎柿を主体に～</td></tr><tr><td>7</td><td>大学3年・短大2年(2人)</td><td>祐森、貞弘、渡邊、青山</td><td>100,000</td><td>屑米と陳皮を主体とした自家配合飼料給与が採卵成績に及ぼす影響</td></tr><tr><td>8</td><td>大学3・4年</td><td>武藤</td><td>100,000</td><td>AI技術を用いたバラの花蕾ステージの分類と本数の計測方法の開発</td></tr><tr><td>9</td><td>大学3・4年</td><td>丹羽</td><td>95,000</td><td>静岡県ゆかりの農産物の特性解析と商品開発</td></tr><tr><td>10</td><td>大学4年</td><td>佐藤</td><td>100,000</td><td>ニホンナシ「麗秋」に対する袋掛け処理による品質向上</td></tr><tr><td>11</td><td>短大2年他1名</td><td>鈴木</td><td>50,000</td><td>茶園土壌の炭素貯留能及び低コスト施肥体系に関する研究</td></tr></table>	番号	応募者(学生)	担当教員	助成申請額	研究テーマ	1	短大2年	山家	100,000	光触媒と1-MCPを利用したイチジク果実の鮮度保持技術の開発	2	大学3年	太田	94,220	地域における共同的な農福連携(作業受委託)の提案	3	短大2年	横田	90,780	先進的な取り組みの導入による茶業経営体の安定化に関する研究	4	短大2年 他5名	吉村	95,000	学校教育における茶育に関する研究	5	短大2年	杉山(泰)	90,000	ウンシュウミカンの北部地域における経済栽培の可能性調査	6	大学4年	鎌田	85,000	特産品の知名度向上とブランド化に関わる調査研究～森町の甘々娘と次郎柿を主体に～	7	大学3年・短大2年(2人)	祐森、貞弘、渡邊、青山	100,000	屑米と陳皮を主体とした自家配合飼料給与が採卵成績に及ぼす影響	8	大学3・4年	武藤	100,000	AI技術を用いたバラの花蕾ステージの分類と本数の計測方法の開発	9	大学3・4年	丹羽	95,000	静岡県ゆかりの農産物の特性解析と商品開発	10	大学4年	佐藤	100,000	ニホンナシ「麗秋」に対する袋掛け処理による品質向上	11	短大2年他1名	鈴木	50,000	茶園土壌の炭素貯留能及び低コスト施肥体系に関する研究
	番号	応募者(学生)	担当教員	助成申請額	研究テーマ																																																								
	1	短大2年	山家	100,000	光触媒と1-MCPを利用したイチジク果実の鮮度保持技術の開発																																																								
	2	大学3年	太田	94,220	地域における共同的な農福連携(作業受委託)の提案																																																								
	3	短大2年	横田	90,780	先進的な取り組みの導入による茶業経営体の安定化に関する研究																																																								
	4	短大2年 他5名	吉村	95,000	学校教育における茶育に関する研究																																																								
	5	短大2年	杉山(泰)	90,000	ウンシュウミカンの北部地域における経済栽培の可能性調査																																																								
	6	大学4年	鎌田	85,000	特産品の知名度向上とブランド化に関わる調査研究～森町の甘々娘と次郎柿を主体に～																																																								
	7	大学3年・短大2年(2人)	祐森、貞弘、渡邊、青山	100,000	屑米と陳皮を主体とした自家配合飼料給与が採卵成績に及ぼす影響																																																								
	8	大学3・4年	武藤	100,000	AI技術を用いたバラの花蕾ステージの分類と本数の計測方法の開発																																																								
	9	大学3・4年	丹羽	95,000	静岡県ゆかりの農産物の特性解析と商品開発																																																								
10	大学4年	佐藤	100,000	ニホンナシ「麗秋」に対する袋掛け処理による品質向上																																																									
11	短大2年他1名	鈴木	50,000	茶園土壌の炭素貯留能及び低コスト施肥体系に関する研究																																																									
自己評価	教員の支援のもと、学生の課題解決研究が積極的に取り組まれ、とても良い総合学修ができた。研究結果については、JAバンク静岡の担い手育成支援事業実績・成果報告書として県下のJAグループに配布され、本学の学生の取組が広く周知された。																																																												
関連資料																																																													

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 7)	開学5周年記念プロジェクト
分析の背景	本学は、全国初の農林業分野の専門職大学及び専門職短期大学として令和2年(2020)に開学した。開学から5年を迎える今年(令和6年)は、未来を担う農林業人材の育成と、魅力あふれる大学づくりをより一層進めていくため、開学5周年記念事業を実施した。
分析の内容	開学5周年記念プロジェクトの実施に当たり、クラウドファンディングを目標金額100万円、寄附金使用用途は開学5周年記念事業、開学5周年記念誌の刊行、開学記念式典の実施、校歌の制作として実施した。 開学5周年記念講演会は、令和6年12月10日に磐田市内のGREENITY IWATAにおいて開催した。静岡県知事(ビデオメッセージ)、静岡県立大学 小林公子 副学長、静岡文化芸術大学 横山 俊夫理事長・学長より祝辞をいただき、記念講演1 草地博昭 磐田市長より「安心できるまち 人が集まるまちを目指して」、記念講演2 宮地 誠 株式会社Happy Quality代表取締役より「生産から流通までの世界のスタンダードを創る」、記念講演3 達 志保 本学准教授より「いまを生きる徐福伝説 ―静岡で育てた不死薬の木―」を行った。農業団体関係者、経済団体関係者、教育課程連携協議会委員等約100名(オンライン参加者を含む)が参加した。
自己評価	これまで御支援をいただいた多くの皆様に感謝を伝えるとともに、本学のさらなる知名度向上と幅広い業界との関係構築を期し、開学記念講演会を盛況に開催することができた。また、最後には卒業生ビデオメッセージを紹介するとともに、実際に卒業生も登壇し、社会で元気に活躍している様子がうかがえた。
関連資料	クラウドファンディングチラシ【資料E 05】 開学5周年記念講演会開催要領【資料E 06】 出席者名簿【資料E 07】 開催報告①(本学HP掲載)【資料E 08】 開催報告②【資料E 09】

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 8)	韓国農学部で営農創業事業の国外農業実習教育の大学生を受け入れ
分析の背景	忠南大学と慶北大学の農学部の学部生のうち卒業後営農を希望している学部3年生で営農創業の特化教育プログラム受講中の生徒（園芸専攻）が、①国外の多様な農業現場を経験し、営業事業計画書を作成することが出来る。②農業の国際化に対応できる専門農業経営者を育成する。を目的とした研修の一環として本学において農業実習教育プログラムを受講した。
分析の内容	令和6年7月12日 忠南大学（学生10名＋引率2名）、8月2日 慶北大学（学生10人＋引率1人）に農業実習教育プログラムを行った。プログラムでは、果樹実習（山家准教授）、施設園芸講義（西村教授）を本学の学生と一緒に受講した。また、交流会として本学の学生と一緒に各大学紹介、韓国と日本農業の紹介をお互いにしたのち相互ディスカッションにより理解を深めた。なお、韓国の大学の受け入れに関しては国際交流支援タスクフォースにおいて対応・調整を行った。
自己評価	各大学に対して1日の教育プログラムを実施したが、多くの質問を受けることで我々も勉強するところがあった。また、韓国の農業の現状や社会課題なども研修中に知ることができ有意義であった。特に、学生との交流ではスマホの翻訳機能を多用し、かなり突っ込んだ議論ができていたようで、国際感覚を持った学生の育成が進むものと思われた。本教育プログラムは今後の受け入れにも役に立つと思われた。
関連資料	静岡県立農林環境専門職大学等国際交流支援タスクフォースに関する草案【資料E10】